

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

国連が審議した日本の人権

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

国連規約人権委員会日本政府
第2回定期報告書完全審議録
33会期 827~831 会合
1988/7/20、21、22
(日本語訳一)

**JCLU** 社団法人自由人権協会
306 ATAGOYAMA BENGOSHI BLDG. 東京都港区愛宕1-6-7 千105
1-6-7, ATAGO. 愛宕山井護士ビル306
MINATO-KU TOKYO JAPAN. TEL.03-437-5466 FAX.03-578-6687

社団法人自由人権協会

発行にあたって

当協会は本年7月24日に、国連の人権規約委員会に対して、日本政府報告書に対するカウンター・レポートを提出いたしました。

この日本政府報告書は、国際人権規約B規約第40条に基づき、わが国の人権状況について政府がとりまとめ、報告したものであります。この報告書は、わが国の人権問題について、既存の法のたてまえのみに言及し、実態に触れていなかったり、重大な人権問題のいくつかについて、敢えて目をつぶっているということがあったりして、総じて、わが国の人権状況とは、かけ離れた内容になっておりました。

そこで当協会において、限られた時間の中で、従来扱ってきた9つの重大な問題に絞って、カウンター・レポートをまとめ、国連人権規約委員会の審議が、日本の人権状況の実態に即したものであることを期待したものであります。

幸い、当協会と同じような観点からカウンター・レポートを作成提出した日本の諸団体が多数存在したこともあって、国連人権規約委員会の各メンバーは当協会のカウンター・レポートについても充分な関心と興味を持ってこれを検討し、これを前提にして活発な質疑が行われたため、日本政府報告書に対する審議が、前回とはうってかわって充実し、かつ長時間に及ぶものになりました。このことは、新聞でも大きくとりあげられましたのでご存じの方も多いと思います。

このたび当協会は、この人権規約委員会の、13時間に及ぶ審議のすべてのやりとりを録取したテープを入手し、それを全部文章化したうえで、日本語に翻訳する作業を開始しました。時間の都合上、今回は、「被拘禁者の人権」「外国人労働者の人権」「性差別の問題」などに関する部分を取りあえず刊行いたします。これは、全体の分量の40%ぐらいにあたる量です。

当協会はひきつづきこの翻訳作業を進め、今年度中にすべての作業を終える予定です。この記録が、日本の人権状況が国連の場でどのように審議されたかについての理解を深め、国際的なスケールで、日本の人権問題を見つめなおすことの一助になれば、幸いに存じます。

1988年10月

社団法人 自由人権協会

六 目

(条1と条2、条3と条4、条5と条6) 選挙権及び被選挙権の平等 1

(条7) 選挙権の行使の自由 2

(条8と条9、条10と条11、条12と条13) 選挙権の行使の平等 3

(条14と条15) 選挙権の行使の平等 4

(条16と条17、条18と条19) 選挙権の行使の平等 5

(条20と条21) 選挙権の行使の平等 6

(条22と条23) 選挙権の行使の平等 7

1. 差別禁止および男女平等 (第2条第1項、第3条、第26条)

<クレーイ副議長> どうもありがとうございます。ジーレンスキーさん、発言があればどうぞ。

日本代表からも各委員からも発言の申し出がありませんので、争点リストの第4章に移ります。

男女の非差別と平等 (第2条第1項、第3条、第26条)

(a) 皮膚の色、言語、政治的その他の意見、国民的出身、財産またはその他の地位にもとづく非差別に関する規約第2条第1項を実現する法律およびその実施状況はどうなっているでしょうか (報告書3頁第3段落を参照)。

(b) 1985年の雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の制定は、今日までに評価可能な進歩をもたらしたのでしょうか。もしそうなら、その状況として適切なものを示して下さい。

(c) 国会、官庁、知的職業及び公務員や民間企業の管理職に女性の占める割合およびその数に関するデータを提供して下さい。

(d) 同和地区の住民の特別な問題および彼らの環境を改善するために採られた措置がどの程度成功しているか明らかにして下さい。

(e) 外国人の取り扱いについて、国民と比較して外国人の権利はどのような点で制限されていますか。

日本代表は発言をお願いします。

<国枝 一 / 日本>

どうもありがとうございます。質問 (a) に関して、以下のようにお答えします。国民主権と基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法は、第14条において、国民は法のもとに平等であり、人種、性別、社会的身分、または門地によって、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないと規定し、人種的差別を含めて差別を禁止しています。国会その他の機関についての選挙権および被選挙権すなわち参政権は差別なしにすべての国民に保障されています。憲法は、第44条で、両議院の議員及び選挙人の資格は法律で定めると明示し

ています。ただし、人種、性別、社会的身分、門地、教育、財産または収入によって差別してはならないとされています。

教育の分野では、教育基本法第3条は、国民は、等しく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられるものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されないと規定しています。社会のすべての青少年が心身共に健康的に育つことを確保するために、人種的差別を含む不合理な差別が除去されなければならないということが重要なことです。各人が、公共職業安定所その他の職業安定機関を通じて、その有する能力に応じた職業につく機会を得ることができるようにすることを目的とする職業安定法は、その第3条で、何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であることまたはまたは組合員でないことなどを理由として、職業紹介、職業指導などについて差別的取扱いを受けることがないとして規定しています。また、団結権の行使にあたり人種を理由として差別することが違法であることが労働組合法に明示されています。労働組合は、その規約に次のことを含まなければなりません。すなわち、何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、社会的地位または門地によって組合員たる資格を奪われないこと。

それぞれの任用資格及び昇進を規律する規定をおく国家公務員法および地方公務員法は、その適用において、全ての人々が、人種、宗教的信条、性別、社会的地位、門地、政治的意見または政党への加入を理由として差別されないこと及び平等な待遇を与えられることを保障しています。

質問(b)に関して。多数の企業が、法の精神に従って、女性に男性と平等な機会を与えるために採用手続きの改善を行っています。1988年3月に4年制大学を卒業する学生への求人を見ると、ちょうど70%を超える求人が性別を問わずに為されていたことを示しています。性別割当の方法による求人は為されなかったということです。他方、男性と女性に対して別々に枠を定める求人方法である性別割当による求人は約12%でした。男性のみを求める求人は約6%になっており、女性のみを求める求人は約9%になっています。以上に見たように、これまで必ずしも平等の機会が確保されていなかった4年制大学の女性卒業生に対しても、企業は門戸を相当広く開放したのです。以上に加え、新聞、雑誌その他のメディアによる、男性のみを対象とする求人広告についてはかなりの減少が

あります。女性の雇用領域の拡張については、当該法律の実施が、従前は男性のみで占められていた仕事や地位に女性労働者がつくように勧めたり、女性をその様な仕事や地位に任命するという人事政策を採る企業の増加をもたらしています。1987年3月に、雇用職業総合研究所によって実施された調査によると、大多数の企業は女性労働者の職域拡大に対して積極的姿勢を示し、具体的な職域として、多数の企業は、市場開発及び管理職を強調しつつ、企画・調整、販売、市場開発及び接客などの職域を挙げています。女性の職域拡大の具体的な例としては、金融機関における市場開発やその他の取引を担う職への女性の任用、商品開発プロジェクトチームへの女性の参加、支店長や部長のような地位への女性の登用などがあります。また、昇進のより大きな可能性を持つ重要な職や企画への女性の雇用や任命の例もあります。以上に加えて、労働基準法及び関係立法によって、女性労働者が、ボイラー取扱主任や電車運転手の免許及び資格を得ることができる途が開けました。これらの職は、以前の労働基準法の下では女性に禁止されていました。長い間男性に支配されてきた職域への女性の進出例として、このほかにも、たとえば、ヘリコプターパイロット、観光バス運転手、航海士、報道カメラマンや国会の警備員などがあります。

法によって差別が禁止されている職業訓練や従業員訓練での平等な取扱いの問題に関しては、全体として、女性労働者は男性の同僚と平等に取り扱われています。特にますます多くの企業が訓練の期間、内容、科目の面で男性新入社員と女性新入社員に対し同じカリキュラムを採用しています。これは、別の職業訓練を実施し、女性労働者にのみ礼儀作法の訓練を要求するという過去において広く行われていた慣行からの離脱として意味を持っています。以上に加えて、過去には、労働基準法にもとづく制限や設備の不十分などを理由に女性を全く職業訓練から排除していたいくつかの製造会社が、雇用機会均等法の実施に促されて、訓練合宿、市場開発訓練や工場での実践的訓練に女性の新入社員の参加を許すように職業訓練カリキュラムを見直し、修正しました。

比較的大規模な企業は、法律による規制にもとづき、世帯主のために住宅ローンや社宅制度などの付加給付制度を以前から採用しています。そのうちの多くの企業が、法の実施以前から、現在のところほとんど明白な差別なしに、男性と女性に対して平等な取扱いを与えており、現在も顕在化している差別はほとんどあり

ません。多くの企業は、平等な取扱を確保するという視点から、法的に規制されていない付加給付制度についても再検討をしています。

性別による退職年齢の区別は、民法第90条の公序良俗に反するという判決例に照らし、又、各県の婦人少年室や関係行政機関の行政指導により、機会均等法の実施以前からすでに変わりつつありました。しかしながら、同法の実施の影響は、この点についての一層の前進をもたらすという点で重要でありました。大多数の企業は男女ともに60歳の定年制度を採用しました。特殊な地域的環境、経済状態の低下やその他の理由を引合いに出して同一退職年齢の要件に積極的に応じていない使用者が一部産業および一部地域に未だ存在しています。このような場合には、各県の婦人少年室が、未だ改善していない企業に指導を与えています。さらに、これらの婦人少年室は定年を迎える多くの女性労働者から相談を受けており、苦情を受理しています。各県の婦人少年室はこういった相談などにもとづいて紛争の解決を促進し、問題になっている定年制度の改善に関して指導を与えています。

雇用機会均等法は賃金には直接的には触れていませんが、同法の実施は賃金の側面において少なからぬ影響を不可避的に生じさせています。特に、同法の実施は、男女の初任給の差の縮小を促進しました。賃金体系についての労働省の基礎調査によると、1987年の女性の大学卒業者の平均初任給は、男性の大学卒業者の平均の96%に達し、その差において4ポイントの減少を示しています。

質問(c)に関して、数字を若干示します。まず、女性の国会議員の数について。1987年3月現在で、衆議院及び参議院の議員は760名からなっていました。そのなかで、29名の議員が女性でした。例として、1970年の数字も示すことができます。当時は、全体の議席数が733で、21名が女性議員でした。

1986年における県、市、町、区の議会レベルで、地方議会の女性議員の数について、全体の議席数は68,266でした。そのうち、1,154名が女性です。この数字を1975年の数字と比べると――全体の数が72,303で、681名が女性でした。上級国家公務員への女性の参加数について。1986年、国家公務員の全体数は243,549人でした。このうち、34,383人が女性です。従って、女性の割合は14.1%です。国家公務員のうち、課長は6,

632人で、そのうち39人が女性課長でした。1975年は、課長の総数は5,667人で、わずか19人が女性でした。地方公務員の数字を見ると、1986年、地方公務員の数は、1,048,440名でした。そのうち318,804名が女性であり、すなわち、30.4%が女性でした。1978年には、全体数は、1,001,175名で、307,871名が女性労働者です(30.8%)。

裁判官の数について。1986年は、裁判官の全体数は2800名でした。そのうち、99名の裁判官が女性です。3.5%の割合でした。この数字を1977年のものと比べると、全体の数が2,703名で、女性は58名でした。つまり、当時は2.1%が女性でした。

教員の分野において、小学校レベルでは、1987年、56.5%が女性でした。中学校レベルでは、34.7%が女性で、大学レベルでは、教授、助教授、講師を含む教員のうち8.6%が女性スタッフです。

民間の分野では、1986年、労働者の数は43,790,000人です。そのうち、15,840,000人が女性でした。つまり女性の占有率は36.2%ということになります。もう少し細かい数字を見ると、専門職及び技術職の労働者の分野では、1986年は、47.5%が女性の占有率です。同じ年、管理職のレベルでは、7.2%が女性の割合です。もしも、数字についてのご質問があれば、後でもう少し詳しくお答えします。

質問(d)に関して、同和地区の発生について若干の知識を申し上げます。同和関連地区の発生及び歴史に関連して、人種、宗教、職業または政治的理由にその発生原因を求める諸学説があります。同和地区の発生について学問的には解明されていません。しかし、一般大衆の偏見を廃絶するためには、同和地区の住民は違う人種でも違う人々でもなく、人種的にも国籍上も疑いなく日本人であることが明確にされなければなりません。つまり、同和問題は、日本民族および日本人であるにもかかわらず、社会的身分において差別されている人々の問題なのであります。

同和地区は、日本の封建社会における政治的、経済的、社会的条件によって制約を受けた人々が特定の地区に定住したことによって、17世紀初頭の封建時代、徳川時代の初め頃形成されました。封建時代の身分制の下で、同和地区の住民は最低の身分の卑しい人間とされ、職業、住居、結婚から、社会的交際、衣服に至

るまで、社会生活のあらゆる場面で厳しい差別を受けました。彼らは、こうして人間でない存在として生きているかのように扱われ、彼らの人格的尊厳は踏みにじられていたのです。

1953年以来、政府は、同和地区の地域的改善のために補助金を交付してきました。特に、同和事業のための特別措置を目的とした旧法が立法された1969年からは、同和地区の劣悪な社会的経済的状況を修正するためにさまざまな措置が講じられました。これらの政策が根拠をおくその法律は2回改正されました。上記の法律は、1982年に地域改善対策特別措置法に、そして、1987年には地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に代わりしました。これらの法律に従って行われた事業は、生活環境の改善、産業の促進、雇用の安定、よりよい教育、人権活動の強化及び社会福祉の促進を含みます。個々の事業の内容は、事業の進展やその時点での必要によって変更がありますが、上に触れたすべての領域はこれらの事業に含まれています。原則として、これらの法律の下で行われた事業の費用の3分の2は政府が提供しました。これらの法律が実施されるまえに始められた事業への政府補助金も加えれば、1953年以降の財政援助の総額は約2兆9831億円に達します。同和地区に対する地域改善措置の結果については、政府の諮問機関である地域改善対策協議会が、1986年12月の報告書で、次のように述べています。

「これらの措置の推進によって、同和对策協議会の報告書で、貧しく劣っていると記述された同和地区の環境に大きな改善があった。これらの地区の生活の向上によって、同和とその他の地区とのギャップも、平均的に、今は相当に縮まった。我が国及び海外で人権の尊重の傾向が一般的になるにつれて、同和地区の住民に対する心理的差別もまた減ってきている。同和問題についての教育や啓発活動が広く行われ同和地区の劣悪な状態それ自体も正された。」

現在、地域改善事業の最後の仕上げにかかっているところです。

質問(e)、外国人の地位について。外国人の地位は日本の憲法では明示的には保障されていません。しかし、最初の報告書で記述したとおり、選挙権及びその性質から日本国民のみに与えられたその他の権利を除いて外国人は憲法の基本的人権の享有を保障されています。規約に規定されている権利のなかでは、どちらも国の公的機関や公権力の行使である選挙権と公務就任権はその性質上外国人

には保障されませんが、その他のすべての権利は外国人である住民に保障されています。日本政府は日本人と外国人市民の平等な取扱の政策を採用しています。国際人権規約の署名の後、日本政府は平等取扱の政策をさらに推進するさまざまな手段を採っています。原則としてすべての外国人に社会保障及び福祉を適用するために国籍条項の〔廃止〕、国立及び公立大学による外国人の雇用や国立の研究機関による外国の研究者の雇用を許す新しい法律の制定はそれらの措置の一部です。1979年における国際人権規約の批准および同規約への参加並びに1982年における難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書の批准および当該文書への参加は、日本人と外国人市民の平等な取扱を前進させることに役立ち、また日本における外国人の地位を改善しました。

入国及び在留に関する法制度についての質問に関して。外国人の入国及び在留に関しては2つの基本的な法律があります。出入国管理及び難民認定法と外国人登録法です。

出入国管理及び難民認定法は入国及び在留の許可を与えるための手続と要件を規定しています。強制力の行使、すなわち強制退去については、強制が外国人の人権を侵害しないで適正に行われるようにこの法律は詳細な規定を持っています。難民の地位に関する条約及び議定書への日本の参加にともない、難民の認定のための手続規定もこの法律に含まれました。

外国人登録法は、日本国内の外国人住民の地位や状態を把握し、公正な外国人管理のために必要な情報及び正確な資料を提供することを目的としています。この法律は登録の手続の規定を持っています。外国人登録法は、日本に居住する外国人の存在や生活について我々がはつきり知るのに役立つだけでなく、生活保護、国民健康保健およびその他の社会保険の受取人たる資格を確認し、学校に入るための許可を与え、税金を徴収するにあたっての同一性確認に寄与しています。

これでご質問にお答えしたと思います。どうもありがとうございました。

<クレーイ副議長>

どうもありがとうございます。委員からの発言に移ります。リストの最初は、シャネ氏です。

シャネさん、ご発言があればどうぞ。

<シャネー フランス>

どうもありがとうございます。日本の報告書の検討に際し、これが私の発言する最初の機会ですので、まず国枝氏とその他の日本代表の方々に歓迎の意を表したいと思います。また、安藤氏を規約人権委員会委員として擁していることを私は極めて喜ばしく思っております。安藤教授は、周知のように日本で大変尊敬され、また、この規約人権委員会での彼の貢献は、それが最もめざましいものであり、すべての委員に最も高く評価されており、この委員会でも大変尊敬されています。

国枝氏は、極めて効果的に日本の報告書を補充されました。私自身にとって、この報告書は最も興味深いものです。規約の完全実施にあたって国家が遭遇する困難や、規約の現実の実施について、憲法や法律の観点からのこの報告書はやや慎重なものでした。このことは、今日始まった質疑応答に最も実りある形で興味を添えるものです。

規約の規定の導入の問題は、政府の問題と言うよりも、日本の社会による受容の問題であると思います。政府は規約が導入されるためにあらゆる可能な措置をとったと思いますが、多分社会がやや躊躇しているのでしょう。西側において、我々は日本に関する一般に受け入れられた多くの知識を有しています。日本文学は、極めて深く根を下ろした伝統的価値が存在することを示していますし、それらは、個人の権利の十分な発展と必ずしも両立しているわけではありません。特に、規約に規定された個人の権利についてそうです。女性、子供、青年の地位や、若い人々の権利は、強力な社会に対して、おそらく、いくぶん従属、支配させられているのでしょう。伝統的習慣を維持する強力な社会は、規範に従順になり、規範に従わない人々を排除する傾向があります。これが私の理解であり、これが日本に存在する事態に直面しての私の懸念です。

私は、規約の第26条と第2条、差別禁止の標題の下での除外について思うところがあるので発言をしています。家庭内問題、不利な条件を負わされた外国人の問題、精神病者の問題について、私は多くの問題点を持っていますので、規約の第9条第1項及び第9条第4項について話したいと思います。しばらくの間、精神病者に対する差別についての問題に限定します。精神病者の雇用や、公共の

場所への立ち入りに関して、例えばてんかん症の場合など、精神病者に対する差別があるのか私は知りたいと思います。この点についてさらに情報を得たいと思います。

女性に関しては、すべての問題が十分に答えられたので質問はありません。ただ、他の発言者も触れた若干の懸念について簡単に言及したいと思います。それは、女性が多くの権利を有しているにもかかわらず、伝統的に一定の枠付けをされ、一定の役割を期待されているということです。この懸念は多くの国の報告書の検討にあたって繰り返し表明されてきています。これはすべての社会についてあてはまるものであり、日本もこの点違わないと思います。しかし、それは一つの懸念には違いありません。多くの苦情があると国枝氏が話されているし、自ら認識されていますので、これは日本についても確かにそのとおりです。すべてが完全ということではなく完全からは程遠いのです。

外国人について、とても簡潔に触れられた外国人登録法について、さらに説明をお聞かせ下さい。外国人登録は体系的でしょうか。外国人登録は、指紋採取を伴うのでしょうか。

議長、これが私が日本代表にしたい質問です。日本代表によって与えられる回答に事前に謝意を表します。ありがとうございました。

<クレーイ副議長>

シャネーさん、どうもありがとうございます。次の発言者はジーレンスキー氏です。

<ジーレンスキー - ポーランド>

どうもありがとうございます。私も、国枝課長以下の日本代表を歓迎したいと思います。我々が受け取った報告書および彼らが今日我々に与えた説明に対して、代表団に謝意を表します。当然のことですが、日本が全く知られていないということではなく、我々は日本を膨大な古来からの文化を有する伝統の国とみなしています。その伝統からいって、多分いくつかの弱点もありでしょう。もちろん、私が考えているのは第2次世界大戦の期間のことを考えています。すべての人がこれらのことに気が付いていると思います。日本は、とても静かな国で、よく働く国

で、国際関係の舞台で巨大な役割を果たしています。日本は現代的技術を有する力強い国です。一緒に働くことに大きな喜びを我々が感じる、とても有能な安藤教授を我々は迎えています。しかし、我々は、冗談や礼儀を交換するためだけにここに居るのではなく、人権に関する特定の状況下で、遭遇する問題を論議するためにここに居るのです。そして、いまは日本における人権状況を議論するときなのです。2種類の問題に関していくつかの質問があります。

まず、女性の地位について、日本国籍を持たない、女性移住者の境遇には驚きました。女性移住者の境遇はどうなのでしょう。移住者は、いつも困難な状況にあり、しばしば貧乏で、攻撃されやすく、正当に保護されていないということ私達は十分に良く知っています。日本政府は女性移住者の権利をどのように守っているのでしょうか。私はアジア諸国や他の国々からの女性を念頭に置いています。

私の2番目の質問はやや微妙です。売春の問題に関する質問です。売春は多くの国々で問題であるということを我々は知っていますが、我々はこの問題につき、組織的な売春があり、女性が屈服するように強制されるような売春があることについて常に報告を受けています。現在、日本での状況はどのようになっているのでしょうか。日本における売春を規制するために何が為されているのでしょうか。

シャネ氏のように、私も外国人の状況に関していくつかの質問があります。おそらく第2次世界大戦の結果でしょうが、日本には非常にたくさんの数の韓国・朝鮮人がいるように思えます。日本には現在どのくらいの数の韓国・朝鮮人がいるのでしょうか。韓国・朝鮮人の状態はどうでしょうか。通常、移住者には多くの困難がありますので、外国人登録の問題は、私に衝撃を与えました。ある種の差別があるような登録の方法であると私は解りました。外国人登録証明の制度があると思います。外国人が、そのような証明書を持っていない場合はどんなことになるのでしょうか。外国人に対する判決やケースはたくさんあるのでしょうか。例えば韓国・朝鮮人に対してはどうでしょうか。

韓国・朝鮮人が乗っていた船ですが、日本の港に入る許可を得ることができなかったサムジオンには何かあったと思います。詳しい状況がどうであったかは知りませんが、私の質問は、外国人の状況、特に韓国・朝鮮人の状況に関わっています。どうもありがとうございます。

<クレーイ副議長>

どうもありがとうございました。ヒギンズさん、発言があればどうぞ。

<ヒギンズ - イギリス>

どうもありがとうございます。初めての発言ですので、私もまたまず国枝氏と優れた代表団を歓迎する意を表したいと思います、また報告書及び我々との審議に参加するために代表団が周到に準備されたことに謝意を表します。思慮深い考察とその寄与が大変顕著な安藤教授を迎えたことをどれだけ感謝しているかを日本政府に、この機会を借りて、私も申し上げたいと思います。

私の質問は、シャネ氏及びジーレンスキー氏が述べられた問題に関連します。まず初めに、第26条に関連して、アイヌ人、沖縄住民及び部落民に関する情報の提供があればと思います。アイヌ人に関連して、北海道旧土人保護法および先住民保留地整理法はまだ存在しているかどうか教えて下さい。もしそれらが未だ存在するなら、非差別を確保するようにこの法律は正しく運用されているのでしょうか。

もちろん我々はある国の審議の前にその国に関する新聞記事を研究するわけですが、新聞を読みまして私は衝撃を受けました。これらの人々の被差別意識に衝撃を受けたのです。シャネ氏が言ったように、それは社会内の、無形の差別であると思います。これは純粋には政府の行為ではないとしても、しかし、規約の義務を履行しようとするならば、最終的には、すべての政府がある程度の責任を負わなければならないものです。これらの人々の大多数は、仕事、銀行からのローンや社会的地位一般に問題を持っていると信じているようです。この点に関する論評および存在すると認識されている、このどちらかといえば無形の差別を軽減するために政府が何ができるかについてのご意見を期待します。

次の私の質問は若干具体的なものです。教員免許法も学校教育法も教壇に立つための要件として日本国籍を要求していないと理解しています。1982年に、文部省は、各地方の教育委員会の長にたいして、公立学校の教員は日本国籍を持つものに限るように通達しており、1983年には、首相は、その回答のなかで、これを基準化することを肯定したと理解しています。これは国民的出身に基づく

差別と思われるので、論評をお願いします。次の世代の姿勢が形成される場であるので、ある国の教育過程に関与できるかどうかはとても重要なことだと思います。

次の質問は1988年改正の外国人登録法についてです。特に、指紋押捺問題に関して。2世代ないし3世代に渡ってその国に住んでいる子孫を含めて外国人のみから指紋押捺を求める立法は例外的であると信じています。改正法は、日本に住む韓国・朝鮮人の16才以上の少年少女のみを管理するものであると理解しています。これを規約の26条と調和させるのは困難なようであり、私はまた、日本社会の韓国・朝鮮人のみに外国人登録証が要求されていると理解しています。この理解は正確でしょうか。身分証明証の携帯それ自体を私は問題にしていません。それを個人の権利の侵害と考える人がいるのを知ってはいますが、私は社会の構成員全部ではなくその一部に義務付けるのは問題であると思っています。

私の最後の質問は、その他の地位を理由とする差別である、精神病者の分野の差別に関連します。精神病でないことを要求することを含めて、100を越える雇用に際しての欠格事由があり、これは、現在まで、てんかんや、事実上すべての精神病を含んでいると理解しています。1987年の障害者の雇用促進立法にもとづき、てんかん病者が公衆浴場に入場することを禁じる旧法は廃止されましたが、まだ、美術館、歴史的記念碑及びその他の公共の場所への入場が禁止されていると理解しています。この点についての情報を提供して下さい。どうもありがとうございました。

<クレーイ副議長>

どうもありがとうございました。次の発言者は、エルシャフエイ氏です。

<エルシャフエイ ー エジプト>

どうもありがとうございます。私が提起しようと思っていた問題の多くは皆さんがすでに触れられているので簡単に済ませます。規約の第26条及び第2条第1項と日本憲法の第14条の比較について――どちらも差別または区別のない平等についての関係条文だと思います。日本憲法の第14条と市民的及び政治的権利に関する国際規約に規定されていることの間、差別事由の列挙について相違

があると思います。この相違について国内立法が為されているか、日本の当局はこの相違を補充する意思があるのかということについても質問したいと思います。どうもありがとうございました。

<クレーイ副議長>

どうもありがとうございました。次の発言者は、アギラール氏です。

<アギラール ー ベネズエラ>

どうもありがとうございます。日本の第2回報告書の検討に際し、私の初めての発言ですので、報告書とその添付書類及び外務省の人権難民課の課長である国枝氏以下日本代表とその同僚の出席に対しての感謝の意を、まず表明したいと思います。

日本が期限までに第2回報告書を提出するだけでなく、報告書を説明するためにこの場に出席しているという事実は市民的及び政治的権利に関する国際規約の尊重の約束を受け入れるにあたっての日本の関心を明らかにし、締約国の国内における規約の適用の程度について、我々が行う定期的再検討における人権委員会への協力に対する日本の関心を示すものであります。

前の報告書に比較すると、今回の報告書は明確な前進を明白に示していますので、私は第1回報告書の検討の際に行われた勧告および論評が無駄ではなかったと思います。しかし、その時に行われたすべての論評によって事態が根本的に変更されたわけではないことも確かです。しかしながら、これらの論評が事実影響力を持っていることを示す姿勢がみられ、数年前に我々が行った検討が、私はその時も参加する機会を得ましたが、我々が希望した結果をもたらしたと信じています。報告書の検討は、前から言われているように、二重の意味で重要です。1つは、締約国が異なる文化及び生活様式を有する独立の専門家集団の意見を聞く機会を得るという意味で重要です。彼らの論評や意見は規約の適用にあたっての締約国の行動を容易にするものであります。もう1つの点は、この委員会が規約の抽象的概念と世界のさまざまな国における現実や東と西の違いなどを比較することができるということです。このことは実際のところ、様々な歴史のおよび文化的事実、考慮に照らして規約の評価を行うことを我々に求めるものです。

詳論するまえに、この報告書それ自体は、一般的ガイドラインに従っているということを申し上げます。この種の報告書のほとんど全てに見られるように、この報告書は、実態よりも立法に考慮が払われていると申し上げます。この報告書は、その他の報告書と同様、規約によって課された国際的義務に立法がどれだけ調和しているかということに集中しています。しかしとにかく、最初の基調報告とその添付書類および質問に対する回答としての今日ここでの説明は報告書をよく補充していると思います。回答は立法に触れただけでなく、行政実務にも触れており、立法の現実的、具体的適用の概観を得ることができました。これまで当審議の全時間にわたって出席していたわけではないので間違っていればお詫びしたいのですが、当委員会のいわゆる「一般的意見」[*規約40条第4項にいう「一般的な性格を有する意見」]をさす。佐藤文夫「規約人権委員会の一般的意見成城法学28号(1988年6月)」についてまだ言及がなされていないことを指摘したいと思います。委員会は、この数年にわたり、全締約国向けの一連の一般的意見を作成してきていますが、それらは規約の条文についての委員会の見解および分析を含むものです。

そのうちの1つは、一般的意見の4(13)で熟考されましたが、それはいま検討している規約第2条の一部に言及しています。これはとても重要なものであり、一般的意見の4(13)によれば、それは第3条にも言及していますが、それによれば、第3条、第2条第1項および第26条は、差別の防止を扱う限りにおいて、保護措置を要求するだけでなく、権利の真の享有を保障することを目的とする積極的行動を要求するものであります。当該一般的意見はまた、それが単に法律を公布することによってはなされえないこと、それが単に法律を制定するだけではなされえないことを付言しています。私は、これは非常に素晴らしい文章であると思います。従って、現実の女性の役割について、純粹の立法を離れて、第3条によってうちたてられた積極的かつ正確な義務の履行のために、どのような積極的措置が、採られ、採られようとしているかについての一般的情報を求めます。私の最初の意見は、委員会の条文についての一般的意見に留意することの有用さ、適正さ及び好ましさについて日本代表の関心を喚起することです。もちろんこれは全ての締約国に妥当します。

私の同僚である安藤氏は、この委員会の論議に活発に参加され、この委員会に

きてから、まれにみるような寄与を為されたことを申し上げたいと思います。従って、第26条と第2条第1項の関係だけでなく、その他の条文についても、一般的意見を読むことをお勧めしたいと思います。委員会は規約の全条文についての意見を完成したわけではありませんが、その作業は毎年前進しております。また現実に沿ったものにするための改訂や現代的なものにするための改訂をもすることが将来的には可能です。

第2条第1項と第26条の規定の適用に関連してもっと具体的には、シャネ氏、ヒギンズ氏、ジーレンスキー氏及びエルシャフェイ氏が聞かれた質問を繰り返すことはしません。彼らは私が触れようとした全ての点に触れたと思います。明らかに、女性の地位だけでなく、精神病者の地位についても我々は関心を持っています。外国人の状況、特にそのなかで相当の数を占める韓国・朝鮮人について。アジア諸国からの女性の状況について質問が為され、特に、売春問題が提起されました。私の前に発言された人々によってその他の質問もされました。

もつとも、私は、しばしば、事態を改善するためには立法だけでは不十分であるという、シャネ氏やその他の人の意見に留意し、その意見を共有したいと思います。締約国は立法以上のことをしなければならないのです。締約国は、性、人種、社会的地位、国籍などによる差別を構成する行為を避けなければならない義務を負うだけでなく、いわゆる積極的行動をも採らなければならないのです。国は行動するかまたは行動することを試み、社会に対して影響力を行使しようとしなければならないのです。そして、日本が長年にわたり見事な鎖国をしたことを考慮に入れれば、これはまさに社会的文化的現象であります。日本は真に世界の端にあつて、均質的社会であつたのであり、その等質的なモラルにそぐわない外国のものや人々を受け入れない心情をもつものであつたのです。これらのことを我々は知っています。日本の場合これが現実ですから誰も批判できないと思います。これは理解可能なことです。従って、アイヌ人について報告書の中で言及されたことは大変興味深いのです。第26条に関連してアイヌ人問題への言及がありました。従って、真に重要なのは、これは、私とその条文に関して送るメッセージですが、日本の政府当局によって採られた大変重要な立法措置に加えて教育的努力をすることが重要であります。物の考え方を変えるために、深く根付いた文化様式を幾分変えるために、社会組織を通じてなされうる努力が重要なので

す。さもないと、短期的に前進することは不可能です。もちろん、文化様式を変えるための教育事業、訓練やかような努力が時間を要するものであることを我々は知っています。効果が現われるまで、1またはそれ以上の世代による努力を要しますが、始めなければ決して到達しない以上、今始めるべきです。従って、この段階では、私の意見をこの限度にとどめます。ありがとうございました。

<クレーイ副議長>

どうもありがとうございました。次の発言者は、モヴィチャン氏です。

<モヴィチャン - ソビエト>

どうもありがとうございます。私が付加的な情報及び説明を得たいと思っていたことに関する質問、私が関心をもっていた質問は今までの発言者が尋ねていますので、おかげで私の仕事が楽になりました。したがって、国枝さん、あなたに直接申しますが、私は、この委員会の専門家の一人として、あなたが他の発言者から聞いたすべての質問を支持します。しかし、説明を求めるため、具体的な質問をいくつかします。

あなたの口頭の説明では、平等と差別禁止に関して明確な定式があり、言語を理由とする差別があり得ないとはつきりと述べています。規約の下で差別の許されない基準のなかに政治的信条、言語及び財産などがあることは事実です。あなたが憲法第14条を引用している、第2条第1項についての報告書を読んで私は憲法を見ましたが、あなたの口頭での説明と異なり、憲法の明文には国籍または言語によって人々が差別されないという規定はありません。この点に関して、具体的な質問をしたいと思えます。私の申し上げている問題は、教育の機会の均等について影響があるのでしょうか。特に高等教育についてお尋ねします。人種、言語、門地、財産状態による影響はあるのでしょうか。高等教育への機会均等に影響があるのではないのでしょうか。ヒギンズ教授が少数者であるアイヌ人について発言したように、統計で示してもらいたいと思えます。統計があると思えます。現在大学で勉強しているアイヌ人及び韓国・朝鮮人の割合はどれくらいでしょうか。これとの関連で、幾人かの発言者がすでに韓国・朝鮮人の問題を取り上げています。

法律家としての私にお教え願いたいのですが、次のような実際例はどのように説明するのでしょうか。自ら望んで日本の領土に入る外国人がいます。この外国人は全く明白に違う国の市民です。通常彼は日本の領土に短期間滞在します。韓国・朝鮮人に適用された場合の外国人概念についてみてみましょう。法律家として、私は理解できません。まず、全ての外国人（外国人の総数）を考えますと、日本の産業の高度の発展、高度に維持されている連絡や接触のために、それは相当な数になります。しかしながら、50万以上のいわゆる外国人が韓国・朝鮮人です。歴史を見ると、彼らは彼ら自身で日本に来たものではありません。これらの韓国・朝鮮人の歴史的起源を見ると、これらは我々の通常の外国人概念や理解に適合しません。もう一つ、3世代にわたって50万人以上の韓国・朝鮮人が貴国に居住していますが、彼らはいまだに外国人とみなされています。追放するものを除いて、韓国・朝鮮人の人数は減っているのでしょうか。多分それは減っていないのでしょうか。従って彼らは帰化を拒否しているのでしょうか。このように大きな数の人口を外国人の状態に留めておくようなことは、国家の行動として見た場合正常なのでしょうか。彼らは外国人なのか、それとも法律によって作り出された人工的な状態なのか、もしそうなら、私はその理由が分かりません。本当に分からないのです。もしも他の国民から切り離すためにこれが行われているとしたら、法的観点からは、これは彼らの権利の制限であり、これが事実です。どうしてこのようなことになったのでしょうか。2世、3世、子供、孫、彼らは外国人として登録しなければならず、国民とは異なって指紋を取られなければならず、また登録証を携帯しなければならない等々。おそらく、これは感情的抗議を引き起こしてしましよう。このような抗議の事例は今迄にありましたか、もしあるとすると、あなたはこれを行政法なり、他の法律なり、法に反するものと考えているのでしょうか。私は理解できればと思っているのですが、指紋押捺や登録証の携帯を義務付ける法がある場合に、なぜ起訴することができるのでしょうか。日本で生まれて、日本に住んでいる人が、これは彼の尊厳を傷つける等と考えて、拒否した場合、どのような種類の刑罰を用意しているのでしょうか。最後に、彼らは帰化し、日本国民になる権利を持っているのでしょうか。もし持っていないとしたら、どうしてでしょうか。

一般的に言えば、ジーレンスキー氏によって全く正当に強調されたように、現

在日本は社会的に発展した国であり、経済的に見れば、世界でも最も強い国の一つと考えられています。経済的発展の後に、文化の発展があるのが自然ですが、この20世紀において、1988年になぜこのようなことができるのでしょうか。どのようにしてあなたはこの現象、50万人、私が間違っていれば数字はもっと大きいのですがあなたの統計によれば50万人、以上の人間をいわゆる「外国人としての韓国・朝鮮人」としているような現象、と両立させることができるのでしょうか。前の発言者と同様、私の質問にもお答えいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

<クレー副委員長>

モヴィチャンさん、どうもありがとうございました。私のリストには他に話す方がいらっしゃらないので、日本代表の方に、委員から出された質問に答えていただきたいと思います。

<国枝 - 日本>

どうもありがとうございます。私はとてもたくさんの論評をいただきましたので、それらに明確に答えようと考えの整理をするにはしばらく時間がかかります。少しお待ち下さい。

いくつかの質問がありましたが、しかし、それらはいくつかのカテゴリーにグループ分けすることができます。まず1つ目は精神障害者及び精神病者の処遇、面会、雇用に関する質問です。2つ目は、外国人登録法に関する質問。このカテゴリーの中には、朝鮮、韓国人の異なった取扱に関する質問も含まれます。いくつか指摘がありまして、例えば、モヴィチャンさんは、なぜ第2次世界大戦以前から日本にいて、日本に住居することに特別の理由をもつ、これらの韓国・朝鮮人がそれにもかかわらずなぜ、2世や3世まで生まれていても外国人として取り扱うのかという指摘をなさいました。そして、帰化の手続きはこれらの人々に対して閉ざされているともおっしゃいました。そして、これは権利制限として考えられなければならないと言われました。それから、日本への移民、とりわけ女性の出稼ぎに関して、どのようにその人権が守られもしくは守られていないのかの質問がございました。ヒギンズ氏は、アイヌ人、沖縄人、部落民について、無

形の差別があること及びそれにどう対処するかということを取りあげられました。そしてまた、この2つのケースの中には、規約の条項と日本国憲法第14条との相違に関する質問が含まれるものと思います。その他、いくつかの質問がありました。

まず、初めに、日本における韓国・朝鮮人の状況について説明させていただきます。1945年8月、日本政府がポツダム宣言を受諾して第2次大戦が終結した時、日本にいる韓国・朝鮮人の総数は、だいたい、200万人でした。その200万人の韓国・朝鮮人のうち4分の3は、その時日本政府が与えた援助に従って、故国へ帰りました。帰国は彼らの意思でした。その時、彼らの4分の1は、自分の意思で日本に留まりました。現在、日本に居住する韓国・朝鮮人の大半は、まさにモヴィチャンさんがおっしゃられた通り、今申し上げました残留者とその2世、3世にあたる子孫達であります。

1952年4月にサンフランシスコ平和条約が発効してから、日本政府は韓国・朝鮮人が帰化の要件を満たす限りにおいて、その申請に応じて彼らに日本国籍を付与してきました。帰化によって日本国籍を付与された韓国・朝鮮人の総数は、おおよそ13万件にのぼります。これは、1952年4月28日から1986年12月までの数字です。1986年末には日本に住む韓国・朝鮮人の総数は、68万人になりました。これらの日本国籍を持たない韓国・朝鮮人は外国人としての法的地位を持っているわけではありますが、1945年8月当時、ないしそれ以前から日本に住んでいた韓国・朝鮮人とその子孫達は、過去において日本国民とされていたこと及び長く日本に居住していたという事実にかんがみて、永住資格を与えられるなど、この国にいる他の外国人と比較して、特別に有利な法的取扱を受けています。

たとえば、国外退去の問題をみても韓国・朝鮮人を除いた他の外国人は、無期または1年をこえる懲役・禁錮刑を伴う有罪の宣告を受けると、国外追放されません。にもかかわらず、「日本と大韓民国との間における在日韓国人の法的地位並びに処遇に関する協定」に基づいて永住資格を付与された韓国・朝鮮人は、1年でなく、7年以上の懲役刑または無期の有罪判決を受けた場合だけ、国外追放させられます。この取扱は、現実には、この協定の範囲に含まれない他の朝鮮半島出身者及びその子孫に対してもなされています。自由や法の下での平等やその他諸

々の社会的権利を含めた在日韓国・朝鮮人の基本的権利は、その本質に照らして日本国民だけに帰属すべき選挙権その他の権利を除いては、日本にいる他の外国人と同じように保障されています。

日本の外国人登録制度についていえば、外国人の入国や必要かつ合理的なその活動制限の権限について法律や規則を制定したり、制度を創設することは、全ての独立国の自由裁量の範囲内の事項です。外国人の居住管理を適正に遂行するためには、各々の外国人の身分と居住記録の正確な登録が必要です。指紋押捺制度は、上述の目的のため外国人登録の正確性を維持する趣旨で導入され、1年ないしそれ以上わが国に滞在する16歳以上のすべての外国人に、国籍を問わず平等に適用されます。それ故に、この指紋押捺制度は、外国人に対する差別でも、外国人の人権を侵害することを意図したものではありません。ついでに言えば、登録の目的で外国人に指紋押捺を要求する制度を採用する国は数多くあることも思い起こされるべきです。

外国人居住者に、登録証明書の携帯と、公権力の要請に応じてそれを提示することを要求することについて言えば、これらは当局関係者に外国人居住者の身分と住居の合法性を即座に確認することを可能にするために必要な手段であり、決して人権侵害とみなされうるものではありません。また、世界の大部分の国が、外国人に対し、パスポートや登録証明書のような、身分その他関連事項を証明するための書類を携帯し、公的機関の要請に応じてそのような書類を提示するよう要求していることも指摘されねばなりません。

近時、日本政府は外国人登録法改正法案を可決し、それは6月1日に発効しました。この法案の主要な点は次の通りです。原理的に1つの指紋は一生不変です。換言すれば、1度指紋を押した外国人は、その同一性に疑いのないときは、5年ごとの登録証明書の更新や登録証明書の再交付のために指紋押捺をする必要がなくなります。登録証明書の形式を携帯に便利なプラスチック製カードに変えるために、同法の関連条項が再度改正されることとなりましょう。

日本における外国人のための教育に関しては、日本人のための教育の機会が韓国・朝鮮人を含めたすべての外国人にも平等に与えられています。義務教育については、文部省は、外国人がその子女を公立小学校や公立中学校に入学させることを希望する場合、教育委員会がその入学を認め、また、入学後も彼らが日本の

児童と平等な待遇を享受するよう監督しています。とりわけ、日本と大韓民国との間の在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定にしたがって永住資格を保障された韓国・朝鮮人やその他の日本に住む韓国・朝鮮人のために、上述の取扱が完全に遂行されるよう日本政府は、1965年に、この待遇についての通達を出しました。外国人の高等学校入学については、日本の中学校の卒業ないし外国の正規の学校の9年間のコース終了が必要とされますが、それは日本人であっても全く同様です。外国人の大学入学についても日本の高校卒業か外国の正規の学校の12年間のコースの終了を必要としますが、やはり日本人と同様です。

外国人は登録証を携帯していないことを見つけられた場合、罰金刑に処せられることがあります。

モヴィチャンさんは私に、例えば大学で学んでいるアイヌ人や韓国・朝鮮人の数を明らかにしてほしいと要請されました。しかし申し訳ありませんが、その点については我々は何の統計ももっておりません。残念ながら、もっておりません。なぜなら……、あ、以上です。

アイヌ民族、沖縄人、部落民について、ヒギンズさんが質問されました。アイヌ民族の人口は2万4,000人といわれています。皆さんご承知の通り、規約第27条に関しての我々の報告の中で、我々はアイヌ人について言及しています。沖縄人については、我々は全く情報を持っていませんので、ヒギンズさんに、なぜそれに特別に触れるのかご説明いただきたく思います。沖縄人が何らかの処遇を受けているという特別な情報を得ておられるのですか。

<ヒギンズ - イギリス>

議長、私はこれらの人々が一定の方法で遇されていることを強調しようとして指摘したわけではありません。公的な意味では不当に取り扱われているわけではなくとも、彼らに対する社会の態度の中に問題の一部がみられるのです。また、端的に言えば私は日本の英字新聞の中で、その名前を他のものと一緒に読んだのです。私の指摘はこれだけです。もし私が委員会の時間をもう少しだけいただけるなら、確かに第27条の中でアイヌのことが触れられてはいますが、これは少数民族が自己の文化を保持する権利です。ここでは、もちろんのことですが、我々は差別についての質問を扱っているのであり、それ故に問題はこの異なる文脈で生じて

いるのです。ありがとうございました。

<国枝 一 日本>

申し訳ございませんが、沖縄人の状況については私は認識しておりません。しかしながら、私は外国で出版された書類でこの名前に言及されているものがあることは存じております。私の理解では、ある種の差別的処遇が沖縄の日本への復帰前にはありましたが、今はもうありません。

ヒギンズさんはまさにアイヌ、沖縄人、部落民といった人々の差別的処遇について言及されました。1つ申し上げます。法務省の中に、人権擁護局があり、この部局では自己の人権を侵害されたと考える人々の申立てを受け付けています。過去数年間の数字を見るならば、アイヌの人々に関連した問題について人々が提起した申立てがいくつか見られるでしょう。部落民については私が既に触れたことと思いますので、時間の節約のため、その発言を繰り返さないことをお許し下さい。しかし無形の差別について述べますと、行政レベルでは、かなり十分な法的枠組みを設けているのですが、にもかかわらず、民衆レベルでは、日々、隠然たる差別はあります。我々はこの問題について真摯に対処しなければなりません。この点では法務省、とりわけ人権擁護局がこの種の差別感情や差別的態度を根絶するための責務を負っているのです。

モヴィチャンさんやシャフエイさんはこの規約にしたがった待遇と日本国憲法第14条との食い違いまたは矛盾について触れられたと思います。この点については最高裁判所の判例があることを申し上げます。これについて少し意見を述べさせて下さい。

1978年12月28日[*1978年10月4日]の最高裁判決は、日本国憲法第3章において保障された基本的人権は、第3章は基本的人権の保障を内容とするものなのですが、憲法第3章の中で保障された基本的人権は、その本質上、日本国民にのみ保障されたとみられるべき権利を除いては、日本国に住む外国人に対しても平等に保障されるべきであると宣言しています。この最高裁判決があるので、我々は、外国人も日本国民とほぼ同様の取扱を受けているものと考えています。

ヒギンズさんは、たしか高等教育のレベルでは教員として雇用された外国人が

いるにもかかわらず、またその参加も保障されたものではないというような問題に触れられました。この点については、政府は、公権力を行使し、または公的活動の形成に参加する公務員となるためには、法原理上日本国籍を有することが必要であると考えています。初等・中等・高等学校レベルにおける公立学校の教員をみると、彼らは公的サービスの運営の一翼を担うことによって公的活動の形成に参加する責務を有するのであって、前述の法原理が適用されます。従って、日本の公立学校の教員は、大学レベルを除いては日本国籍を有することが必要とされるのです。

ジーレンスキーさんの、日本への女性の移民及び彼女らの人権の保護に関する質問についてお答えします。まず第1に、日本政府は日本への外国人の移民を認めていないことを申し上げねばなりません。それ故にその様な人々は多かれ少なかれ、異なるタイプのビザを持って日本にやってくるのです。この点について、もう一つ申し上げます。1983年から1984年にかけて、東南アジア諸国から日本にきた若い女性達は、比較的取得しやすい観光ビザを持って来日し、労働のため不法に日本に滞在しました。これらの人々の数は増加しつつあります。加えて、1985年以来、円相場が上がり続けることに応じて、主として公共事業で仕事を見つけるために日本にくるアジア諸国からの男性出稼ぎ労働者の数も急激に増えてきています。これらの人々を指す日本語として「ジャパゆきさん」という語が使われています。この現象は、不法な出稼ぎ労働者の規制の問題を日本にもたらしています。くわえて、ケースによってはこの現象は、中間搾取や強制労働その他の犯罪を引き起こすこととなって、今や日本の深刻な社会問題となっています。日本政府はこれらの不法外国人労働者を日本への不法入国を管理する形で規制し、同時に、日本の不法な介在者を刑法や売春防止法、労働基準法その他関連法令によって追求しています。日本はまた、この問題を根本的に解決するために、関係諸国との協議もしています。また、政府はこの問題も含めた外国人の雇用の問題を、異なる観点から調査しています。日本はいわゆる単純労働に従事する外国人労働者を受け入れてきておりませんが、特別な科学技術や技能、知識を用いて、営利企業などで就業する外国人の入国に対しては、より柔軟な政策をとってきています。

1983年から1984年の間に、さきほど申しましたように東南アジアから

観光ビザなどで日本にきて我が国に不法に滞在した若い女性達が増え始めました。日本に入国し、滞在する外国人の数が増えるにつれて、これらの外国人の雇用について新しい問題が生じています。これゆえに、この社会現象を追うことで、我々は今、この新しい状況にいかに対処すべきか、その方法を学んでいるのです。

これらの人々の人権の保障については、彼らは日本にいる他の外国人と同等の権利を享受しえます。すなわち、もし彼らが日本に不法にいたことが発覚した場合、この問題を担当するのは入国審査官であり、入国審査官によって審問がなされます。また、もし彼らが望むなら、法務大臣に訴えることもでき、他の関連法制もまた彼らのために保障されています。

さらに、過去数年間のうちに、この現象はより顕著なものになったといわねばなりません。にもかかわらず、不法であるがために、その真の状況を把握することはかなり困難です。この問題について、迅速な行動をとらねばならないという向きも多くあります。我々はこういった人々に対する措置を悠然と遅らせているわけではありません。それとは全く反対に、我々是对策を積極的に講ずる所存なのですが、事態を正確に理解し、把握することが困難であるという状況なわけです。

ジーレンスキーさんは、日本における売春の状況とそれに対する我々の姿勢について触れられました。売春は違法であり、我々は売春防止法その他の関連法律を有しています。これらの法律によって、日本政府は売春システムを追求しています。同時に我々は、売春に関係した人々の人権を正當に尊重するよう努めています。

アギラール教授は、日本が海に囲まれ、他国と非常に離れているため、我々には大変長い歴史があり、ある種の国際化が必要であること、その教育がとても重要であるということをご指摘下さいました。これはまさに、我々が進展させようと大変に努力を払っている点であり、それゆえ日本人は全体として、他の関連条項と同様に、人権の問題を認識することの重要性を理解するようになり得ましょう。

最後にシャネさんの、精神障害者の処遇に関する質問についてですが、我々は様々な行動分野において種々の制限が加えられていることを存じております。我々はそれぞれの事案ごとに格別な理由がありうるということを理解しなければな

りません。しかし、同時に、我々はこれらの人々の社会復帰を促進し、その人権の保障を確実にするためには、これらの制限は最小限でなければならないという見解に立っています。それゆえに新しい精神保健法が制定されたときは十分な考慮がなされましたし、また我々、とりわけ、厚生省は精神障害者が直面している困難を突き止めようとしており、その状況を改善しています。雇用の分野におけるある種の差別は、あるかも知れませんが、我々は、これらの困難をみすごしてはならず、共同体や社会それ自身がその様な人を完全な社会の一員として、受け入れ、吸収しうるように、その様な人々の社会復帰を促進しなければならないと考えています。

また、ヒギンズさんはアイヌ人に適用される特別法についての質問をされました。それは北海道旧土人保護法という名称の非常に古い法律です。この法律は、1899年、すさまじい貧困生活をしていたアイヌの人々を保護する目的でこの時、制定されました。しかし現在ではこの法律が効力を持っているのは2つの点だけです。第1は、下付された土地の譲渡制限です。同法の下では、約5万平方メートルに及ぶ土地が、現在農業を営み、または営もうとしているアイヌ人家族達の生活保障のために無償で交付されることとなっています。1935年までのうちに、9,061ヘクタールの土地がアイヌの人々に下付されました。それ以降は土地が下付されたことはありません。同法はまた、下付された土地が他人に譲渡される時、北海道知事の許可を必要としています。その目的は、アイヌ人のために交付された土地がその趣旨に沿って利用されることを確保するためです。それゆえ、北海道知事は、アイヌの人々にとって土地を保持するより譲渡する方が有益であると認められるときは土地の譲渡に許可を与えます。近年では、土地の譲渡に北海道知事が許可を与えなかった事例はありません。第2に、同法では、アイヌ人達による財産の共同管理が困難であるとき、北海道知事は、財産の保持のため、アイヌの人々に代わってその共有財産を管理できるものとしています。現在では、北海道知事は約94万円の銀行預金をアイヌ人の共有財産として管理しています。

この委員会のメンバーの方々から提起されたすべての点についてお答えしたつもりですが、もし、まだ私がお答えしていない点や私の答えが十分でない点がございましたらどうぞおっしゃって下さい。議長、どうもありがとうございました。

2、身体の自由および安全

(第9条)

<議長>

藤田さん、ありがとうございました。

日本の代表団に対して感謝いたします。委員会のメンバーからの意見を求めたいと思います。

ないようですので、第6章、身体の自由および安全(第9条)に進みます。

(a) 売春防止法にもとづく行政拘禁の実態を明らかにして下さい。

(b) 拘禁された者が、裁判までの間拘禁される期間は最長どれ位ですか。

(c) 逮捕の後どれ位早く家族は告知を受けますか。

日本の代表団、よろしく申し上げます。

<藤田 - 日本>

議長、ありがとうございます。

質問(a)について。売春防止法にもとづく補導処分の措置は、同法に定められた理由と手続に従って、とられています。売春防止法第5条は、次のように規定しています。

「売春をする目的で、次の各号の1に該当する行為をした者は、6月以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。

1 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。

2 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

3 公衆の目に触れるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。」

同法の第17条第1項は、第5条の罪を犯した満20歳以上の女子に対して、同条の罪に係る懲役または禁錮につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる、と規定しています。補導処分の期間は6ヶ月です。裁判所は、補導処分に付するときは、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければなりません。補導処分に付された者は、婦人補導院へ収容されることにな

ります。補導処分に付するかどうかは、裁判所の判決によって決められます。日本には、婦人補導院が一つありますが、その婦人補導院においては、補導処分に付された女性は、健康上の問題をなくするために必要な医療と並んで、社会復帰のために必要な日常生活指導や職業訓練を受けながら、快適ながらも規律のある環境のもとにおかれます。一般的に、これらの女性は、知性の面で劣り、高齢で、肉体上もしくは精神上の問題を抱えていますから、一人一人の女性の必要性に応じた個人的な指導がなされることが非常に重要です。補導処分は、第二次世界大戦後の悲惨な状況下での売春婦の保護のために設けられました。社会的、経済的な発展により、補導処分に付される女性の数は、近時、減ってきています。婦人補導院に新たに収容された女性の数の合計は、ここ5年間で19名です。

質問の(b)について。

日本の法律のもとにおいて、未決の拘禁は2つに分かれます。

1つは、被疑者の拘禁で、起訴前の拘禁です。

2つめは、被告人の拘禁で、起訴後の拘禁です。

まず、被疑者の逮捕および拘禁の手続は次の通りです。

日本の刑事手続は、刑事訴訟法に従って行われています。刑事訴訟法によって、刑事上の捜査は、司法警察職員、検察官、検察事務官が行うとされています。司法警察職員は、逮捕にともない次のような手続を遂行します。特別の場合を除いて、逮捕は、犯罪が行われたと思料する合理的で十分な理由が存在するときに、裁判官が発した逮捕状によってなされます。逮捕した場合には、司法警察職員の中で司法巡査よりも階級の高い司法警察員は、逮捕されたものに対し、直ちに犯罪事実の要旨および弁護人を選任することが出来る旨を告げなければなりません。司法警察員は、被疑者に対し、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちに釈放しなければなりません。司法警察員が留置の必要があると思料するときは、逮捕後48時間以内に、被疑者を検察官に送致しなければなりません。被疑者を受け取った検察官は、被疑者に弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは釈放しなければなりません。検察官は留置の必要があると思料するときは、被疑者を受け取ったときから24時間以内に、そして、被疑者が逮捕されたときから72時間以内に、裁判官に被疑者の勾留を請求しなければな

りません。この請求は、規定された期間内に公訴の提起がなされた時は、必要ではありません。勾留請求もしくは公訴提起が規定された期間内になされない場合は、被疑者は、直ちに釈放されなければなりません。勾留請求を受けた裁判官は、被疑者の陳述を聞かなければならず、合理的な理由がある場合は、被疑者を勾留します。勾留の期間は、勾留請求の日から10日間ですが、検察官は、延長を請求することができます。延長の合計期間は、いかなる場合にも、10日を超えることはできません。勾留延長の請求は、もし裁判官がやむをえない事由があると考えた場合は認められます。

しかしながら、期間内に公訴提起がなされない場合は、検察官は、被疑者を釈放しなければなりません。したがって、一般的には、被疑者の勾留期間は、10日間であり、延長された場合は、最大20日間になることとなります。

二番目に、被告人の勾留は、裁判所の職権によってなされます。検察官が、被疑者に対して公訴提起したとき、被告人勾留が開始し、そして、勾留の期間は公訴提起をした日から2ヶ月を超えてはなりません。勾留を継続する特別の必要性がある場合は、期間の更新について具体的にその理由を付した決定により、1ヶ月ごとの期間の最後の日に更新することが出来ます。しかしながら、第89条第1号、第3号、第4号または第6号にあたる場合を除いては、勾留期間の更新は、1回に限るものとしています。これらの場合とは、被告人が重大な犯罪により訴追されている場合、被告人が常習として重大な犯罪を犯した場合、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある場合、被告人の氏名または住居が明らかでない場合です。以上に加えて、被告人の勾留には、他に制限があります。

まず第1に、日本には保釈制度があります。勾留されている被告人またはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族もしくは兄弟姉妹は、保釈の請求をすることができます。請求がなされれば、以下のような場合を除いて、保釈は許されなければなりません。それは、刑事訴訟法第89条に定められている事由のどれか一つにでも該当する場合、つまり被告人が所定の重罪を犯したときまたは罪証を隠滅するおそれがあるときなどです。保釈を許さないいかなる理由があっても、裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができますし、また、勾留による拘禁が不当に長くなったときには、裁判所は保釈を許さなければなりません。

第2に、勾留の取消制度があります。被告人に勾留の理由または勾留の必要がなくなったときは、裁判所は、被告人またはその弁護人などの請求により、または職権で、勾留を取り消さなければなりません。さらに、勾留による拘禁が不当に長くなったときは、裁判所は、被告人の請求により、または職権で、勾留を取り消すかまたは保釈を許さなければなりません。

第3に、裁判所は、適当と認めるときは、勾留されている被告人を親族、保護団体その他の者に委託し、または被告人の住居を制限して、勾留の執行を停止することができます。付け加えて申しますと、1983年から1985年にかけて第1審裁判所によって決定を受けた被告人の勾留期間は次の通りです。1987年には、勾留期間が1ヶ月以下のものは27.8%、3ヶ月以下は55.5%、3ヶ月をこえるのは16.7%、1984年には、1ヶ月以下は23.9%、3ヶ月以下は57.9%、3ヶ月をこえるのは18.1%、1985年には、1ヶ月以下は22%、3ヶ月以下は58.9%、3ヶ月をこえるのは19.1%でした。ここで繰り返させていただきますが、被疑者の勾留期間は、最も長くて20日です。

質問(c)に関しましては、ある者が逮捕された旨を家族等に通知する義務は規約の第9条には定められていないとするのが日本政府の見解です。しかし、実際には、その本人が請求すれば、捜査をひどく妨げるようなことがない限り、警察は逮捕後直ちに家族等に通知しています。刑事訴訟法では、被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならないと定めています。さらに、被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族および兄弟姉妹のうち被告人の指定する者にその旨を通知しなければなりません。

議長、以上です。

<議長>

日本の代表の方、ありがとうございました。次は、こちらのリストでは、第6項目について発言する委員の番となっておりますが、その前に一つお願いしておきたいことがあります。それは、回答のみならず質問も、できるだけ明確にそして具体的にしていきたいのです。と申しますのも、私たちは今日中に取り上

げるべき15項目の内まだ6項目までしか進んでいないからです。したがって、今日中の作業を終了させますためにも会議の進行を促しますようご努力を宜しくお願いいたします。

では、シャネさんどうぞ。

<シャネー フランス>

はい。十分気をつけたいと思います。かなり具体的にするつもりですが、私はもう一度、日本における精神障害者について質問したいと思います。昨日、私はそのことで、第2条と第26条について質問しましたが、国枝さんが答えて下さいましたが、それは、確かに精神障害者に対する差別という問題はあるかもしれない、というご説明でした。私が考えますには、他にも問題はあるように思われますので、さらに、ご説明をいただけましたら幸いです。

私は、規約第9条、身体的自由および安全に関連した問題があると思います。委員会はその一般的意見において、第9条が精神障害者を含むあらゆる形態の自由の剝奪に関するものであることを明らかにしました。この一般的意見では特に精神障害者が明示されています。第9条第1項は、すべての者は身体的自由の権利を有し、何人も恣意的に逮捕または拘禁されてはならない、そして何人も法律で定める理由および手続によらない限り、その自由を奪われてはならない、としています。第9条第4項では、逮捕または拘禁によって自由を奪われた者は、裁判所において手続をとる権利を有すると定めています。第9条第5項では、違法に拘禁された者は、賠償を受ける権利を有すると定めています。私の質問は次の通りです。すなわち、精神障害者が強制入院させられる場合、彼らに与えられる保障はなにか、誰が精神病であるか否かを診断し、誰が収容の実施を決定するのか、ということです。規約第9条第5項による賠償の訴えを扱うのはどの機関ですか。日本では、違法に収容された場合、賠償を受ける権利があるのでしょうか。

以上です。

<議長>

シャネさん、ありがとうございます。次はジーレンスキーさんです。

<ジーレンスキーー ポーランド>

はい。まず最初に、私はシャネさんの質問に少々付け足したいと思います。この報告書には、精神病に関する法律について書かれていますが、それによれば、医師の役割とは、精神障害者自身の同意がえられないときにその人を入院させるべきか否かを決め、またその精神科の医療が十分に人権を尊重しているものであるか否かを確かめることとなっています。さてここで我々は、精神障害者の入院の問題が、健康の要素、人権の要素、精神病患者の意志の問題などを含んでいることをよく理解しています。多くの国には、これらの要素、つまり健康と法律の要素双方を包含し扱う機関が存在します。私はまた、法律専門家の役割、特にこの分野における裁判官の役割が何であるのか尋ねたいと思います。と申しますのは、精神病患者の人権を保護するのが医師であると書いてあるのを読んだときに、私には、それがむしろ保護のあり方としては不十分であるように思われたからです。言い換えますと、法廷や裁判所に訴える可能性があるのかということです。この分野において何らかの司法的統制が存在するのでしょうか。以上はシャネさんのご質問と同様のものです。

私の2番目の質問は、裁判を待つ間の未決勾留期間の限度に関するものです。実にたくさんの数字を提供して下さいまして、ありがとうございます。最初の報告では、刑事訴訟法からだけでなく、いくつかの法律が抜粋されまた引用されています。刑事訴訟法第60条によれば、勾留期間に限度がない場合もあるということです。そしてそれは明らかにきわめて特別な場合にはありますが、確かにそうしたケースはあるのです。あなたが我々に統計や数字をたくさん提供して下さいましたので、私の質問は次の通りです。すなわち日本では、勾留を頻繁に使うのかということです。刑事手続の下に置かれた人々すべてとの関係で勾留されている人の統計はありますか。

つづいて、規約第9条第5項に関わる3番目の質問です。同条では、違法に逮捕されまたは拘禁されたものは、補償を受ける権利があると定めています。法律の抜粋を読むと、刑事事件において賠償を受ける権利には限界があることが分かります。たとえば第4条によれば、逮捕または勾留に支払われる補償金に限れば600円から1,300円の間ということです。私が知りたいのは、これが実際にはどの程度の価値であるかということです。補償としては十分なのでしょうか。あ

いにく、我々には円や補償額の価値が分からないのです。

以上です。

<議長>

ジーレンスキーさん、ありがとうございます。次はモマスティーグさんです。

<モマスティーグ - オランダ>

はい、日本の代表団とのこの質疑応答で、初めて発言させていただきますので、既に、歓迎の言葉を述べた委員の皆さんに続いて私も申し上げます。報告と紹介どうもありがとうございます。そしてこれまで多くの質問や論点のリストに対して明確なお答えを下さりましてありがとうございます。私はまた、日本の安藤教授がこの委員会のすばらしいメンバーであるという賛辞に共鳴いたします。私は、報告書の8ページの第1B節についていくつかの所見と疑問を持っておりました。しかし、ただ今シャネさんとジーレンスキーさんが既に多くの質問を提示下さいましたので、なるべく手短かにいたしたいと思っております。

全体的な質問ですが、何人の精神障害者が入院しており、そして自由を奪われているのでしょうか。昨年京都で、国際的なフォーラムが開かれ、これは意義深いものだったと思います。その時いわゆる京都原則が採択されました。これは、どこかのレポートに書いてあります。それは精神障害者の処遇にとって興味深い指針であります。この分野での政策で、日本政府は京都原則を指針として受入れたのでしょうか。昨年9月に1950年の精神衛生法が大きく改正され、1988年7月より施行されました。したがってごく最近のことです。8ページの第1節がきわめて簡潔である理由は、おそらくそのためでしょう。そこで私は、そこで述べられている医師が、精神病者が自由を奪われなくてはならないのか否かを自分一人で判断するのか質問したいのです。精神医療審査会の審査は自動的に行われるのでしょうか、それとも請求がある場合のみ、ということでしょうか。後者の場合、そうした審査を請求することができるのは誰ですか—家族、親戚、他の医師、コンサルタントはできるのでしょうか。この審査はどのくらい頻繁に行われているのでしょうか。不服申立ての可能性はあるのでしょうか。ジーレンスキーさんもこれについて尋ねたと思います。どのような人々がこの審査会を構成し

ているのですか。第1B節にのべられているような最近の改正は、特にどんな意味があるのでしょうか。多くの精神病院が私立であると聞いております。何かに80%を占めていると書いてありました。これらの病院は収入の90%を入院から得ているとも書いてありました。営利上の理由が強制入院の継続にひと役かかってしまうかもしれない、という恐れはないのでしょうか。その点で、診断を下す医師と病院それぞれの独立性はかなり重要であり、私の意見としましては、絶対に必要です。それを改正された法律が規定しているか否か知りたいと思っております。

以上です。

<議長>

モマスティーグさん、ありがとうございました。次はディミトリジェヴィックさんです。

<ディミトリジェヴィック - ユーゴスラビア>

はい、最も重要な質問は、既に委員会メンバーの皆さんによって出されてしまいましたので、私もあまり申し上げません。しかし私は、日本の第2回定期報告書に関して、初めて発言させていただきますので、国枝さんと藤田さん、そしてあいにくお名前がリストに載っておりませんが2人の協力者に対して、委員会からのたくさんの質問に回答して下さるお骨折りに感謝の言葉を申し上げます。

発言の機会を頂いたことですし、私の感想を述べたいと思っております。それは、日本における精神障害者の取扱いというものは明らかに、大変重要かつ繊細な問題であるということです。この問題に関しまして、日本そして国際的な民間団体から、委員会メンバーがたくさんの文書を頂いたことについて、代表団の方々はご存じのことと思います。我々は報告書から、新しい法律が制定されたことを知りました。しかし、この新しい法律の制定で日本政府が満足しているのか否か、ということまでは分かりません。そして規約第9条について出されてまいりました質問の重要性を強調したいと思います。ジーレンスキーさんが規約第9条第4項について大変重要な問題を指摘しました。つまり、犯罪の嫌疑による拘禁に限らず、どんな拘禁であれ、その合法性を判断する役割を果たすのは裁判所でなければならないということです。我々は、新しい制度においてさえ、裁判所はその役

割を果たしていないように感じられるのです。

それから、賠償についての第5項に関する質問ですが、さらに一歩進めたいと思います。報告書の9ページの説明を読んだ限りでは、私もまた、正確な金額とその価値が分かりません。私には多すぎるとは思いません。そして次に法律では、違法に拘禁されかつ起訴されなかった人にも、賠償が支払われるという印象を受けました。たとえば、こういうケースは今までにあったようですが、刑を宣告され監獄に入れられた人が、ずっと後になって誤判であったと判明するような、大変劇的なケースの時はどうなるのでしょうか。彼らの賠償の権利とは、どんなものになるのでしょうか。そして明らかに限度額は、そのようなケースにとって余りにも少なすぎるものです。

以上です。

<議長>

ディミトリジェヴィックさん、ありがとうございました。次は、ヒギンズさんです。

<ヒギンズ — イギリス>

はい、皆さんが詳しい質問をして下さいましたので、私は短めにいたします。

まず、私も新しい精神保健法と精神障害者の扱いに関する質問をさせていただきます。これまでに私たちが受け取った文献は、第9条第1項は精神障害者の自由を剝奪するためには事前に裁判所に付することを要求しているという前提に立っているように思われますが、私はそれが第9条第1項の正しい読み方であるとは必ずしも思いません。しかしながら、私は、第9条第4項に関連して、司法的手段による事後審査の手續について表明された本委員会の委員の皆さんの懸念には同調いたします。

それでは、私はその質問を残して、拘禁期間の問題に移ります。最長で20日間と、代表団の方々から何度かご説明があったと思いますが、私はここで、明らかに理解できていないことがありますので、詳しいご説明を頂ければ幸いです。刑事訴訟法によれば、逮捕された被疑者は逮捕後72時間以内に裁判官の面前に連れていかねばならず、ついで裁判官によって公訴まで10日間の勾留がなさ

れ、さらに10日間の期間延長がしばしば認められていますので、実際には平均して23日間になっています。さて、私には明らかに理解しえないのですが、これは代表団の方々がお示し下さった数字と合わないのです。私の理解がどう間違っているのか、ご説明頂ければ幸いです。

関連して私にはもう一つお願いがあります。現実には、逮捕された被疑者は、逮捕状や勾留状の被疑事実とは別の事件の事実について尋問されることがあり得ると聞き及んでおります。このような状況では、勾留期間の限度など無いに等しいわけで、23日間を越えるような長期の勾留も、別の事件のための逮捕、勾留と手續の下で起こり得るわけです。それについてもお答え下されば幸いです。

議長、第9条第3項に関連する問題として代用監獄について質問があります。この問題が第7条との関係で扱われることになっていることはよく分かっております。しかしながら、最後にごく手短かに代表団の方々に、代用監獄の手續が第9条第3項に合致するものであると日本政府が考えているのかどうか、伺いたいと思います。というのは、その手續では、裁判官の面前に連れて行かれた後に、取調べに参与する者のもとに戻されることになるからです。その点につき日本の代表団の方の第9条第3項の解釈をお聞きできれば幸いです。

以上です。

<議長>

ありがとうございました。次はヴェナグレンさんです。

<ヴェナグレン — スウェーデン>

はい、昨日、日本の法制度において、自分の権利や自由が侵害されていると考えるときに裁判所に訴えることについて、一般的に適用される規則が存在するかということを探りました。私は、そのお答えを正しく理解できたかどうか自信がありませんが、言及された法律の中には人身保護法も紹介されていました。私の質問は、その法律は精神病院に拘禁されている者にとっても、入院させられることで、違法に自由を奪われているという意味で適用されるのか、ということです。こういう人はそのために人身保護法を用いることができるのでしょうか。

それから、精神衛生上の問題について、この分野で用いられている概念として、

精神障害という大変な役立つ概念があります。と申しますのは、それは、かなり深刻な精神病から、我々の誰しもが持っているようなごく軽い精神不安定に至るまでのすべての種類の精神障害を含むものだからです。したがって、それは非常に広範な概念です。さて我々は、日本において約30万人の患者が精神病院に入院していると聞きました。彼らの全員が精神病であるはずはありません。別の種類の精神障害も多いに違いありませんが、それらは、病院での治療や長期入院を必要とする障害と考えられているのです。神経症患者や偏執病患者は、大変騒がしい人たちで、周囲に対してたくさん問題をおこしたりします。そうした人たちは他の人にとっては厄介者であり、社会に適応できないので、精神病院に入院させるべきであって、病院の外に放っておくべきではないと考えられるのでしょうか。精神病院における、このような大勢の患者について、どう考えられているのでしょうか。

それから、今年の7月の初めから、精神医療審査会が設置されましたが、おそらくまだ機能し始めておりません。それぞれの審査会について、3人の精神科医、1人の法律家、そして1人のソーシャルワーカーという5人で構成されるということです。審査会という名称ですから、精神病院における拘禁を審査しなくてはならないはずですが、患者を退院させるかどうか決定する権限を持たないと聞き及んでいます。それで正しいのでしょうか。そうであれば誰が決定するのでしょうか。精神障害を理由とする拘禁の十分な根拠がないと考えたとき、審査会は県知事に患者を退院させるよう勧告することしかできないのでしょうか。また、3人の医師についてですが、彼らはどのような方法で選ばれているのかお聞きしたいと思います。精神医学には様々な学派があつて、中には実際に精神障害者はあまねく入院させるべきだと考えているような学派もあります。もしも審査会の3人の医師がそのような学派に属するのであれば、実質的な審査をすることはあまりないでしょう。と申しますのは、彼らはみな、すべての精神障害者について入院させることに疑いを持っていないからです。都道府県の審査会の3人の精神科医を選出するために、何か指針が設けられたのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

<議長>

ありがとうございました。次はポカーさん、お願い致します。

<ポカー - イタリア>

はい。私の質問も、皆さんによって出されましたご質問と同様です。そして、第9条第5項に関して付け加えたいと思います。報告書によれば、拘禁または逮捕された者は、無罪になれば補償を受けることができるということです。ところで、その者が逮捕後に起訴されなかった場合には、国にはその損害を補償する義務はないということです。ところが法務省規則には賠償を受ける権利があると述べられています。それではその規則はどのような範囲で適用するのでしょうか。報告書によれば、ただ単に法務省の訓令が存在すると記載されているに過ぎません。私は警察が所管する事項かと思いますが、正確には分かりません。その規則は逮捕された者に完全な権利を与えるものなのでしょうか、それとも行政機関、どの機関かはわかりませんが、その裁量によって決められることなのでしょうか。また、裁判による補償は求められないのでしょうか。また、この規則はどのように運用されているのでしょうか。規則によれば、起訴されなかった者に対する損害の補償は、その者が罪を犯していないと認めるに足りる十分な理由がある場合になされることになっています。思いますに、ある人が起訴されないということは、その人が罪を犯したと認めるに足りる十分な理由がないということでしょう。それでは、ある人が起訴されなかったけれども、その人が罪を犯したという疑いが残るといふ理由で補償が与えられない場合はどうでしょうか。すなわち、公判を維持するためには十分な証拠はないけれども、逮捕はある程度正当とみなされるといった場合です。罪を犯さなかったかどうかによって補償の可否を決定することは、規約第14条に規定された無罪の推定にある意味で反するのではないかと思います。

以上です。

<議長>

ありがとうございました。この問題につきまして、もう発言者はありませんね。では、日本の代表団の方、どうぞ。

<国枝 - 日本>

議長、精神衛生についてたくさんのご質問がありました。会の進行を早めるためにも、午後一番にお答えしたいと思います。

<藤田 - 日本>

はい、被疑者の勾留期限につきましては、先にご説明致しましたように、警察官が逮捕状により被疑者を逮捕した場合は、48時間以内に被疑者を検察官へ送致しなければなりません。その後検察官は、公訴の提起をするかまたは被疑者を釈放し、あるいは24時間以内に勾留の請求をしなければなりません。この手続きは、勾留ではなく逮捕に関連するものです。したがって私は、72時間を勾留期間にいれませんでした。というわけで、実際に捜査官に与えられる最大期限は、逮捕のために72時間、最初の勾留のために10日間、そして延長する場合はさらに10日間、となります。

勾留の割合についてですが、数字を示しましょう。日本では、普通の刑事事件を扱う第一審裁判所である地方裁判所では、1986年に新たに裁判所が受けた被告人の数は85,276人でした。その被告人のうち54.2%は勾留されました。ところでこの約85,000人の被告人のうち、25.4%は保釈されました。

刑事補償についてですが、我々の統計によりますと、1982年から1986年までの5年間に全体で、222人が刑事補償を受けました。補償日数は全体で135,929日、そして補償総額829,064,100円となっています。また同じ時期に補償を受けた被疑者は29人で237日が補償されました。そして補償総額1,038,900円でした。1986年には1人1日当りの平均刑事補償額は5,758円でした。もちろん、金額を増やす方がよいとは思いますが、さしあたっては適当と思われれます。そして日本では、平均の額は着実に増加しています。

規約第9条第3項についてですが、その第1項は、刑事上の罪に問われて逮捕されまたは拘禁された者は、裁判官または司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれる権利を有することを定めています。この規定は、刑事上の嫌疑にもとづく行政権による逮捕または拘禁

は、司法権によって統制されねばならないことを意味しています。日本では、既にご説明しましたように、逮捕された被疑者は、釈放される者を除けば、逮捕後72時間以内に裁判官の面前に連れて行かれます。そしてこの制度は、規約第9条第3項の規定にかなうものだと思います。

被疑者の補償を決定するのは、不起訴処分にした検察官が属する検察庁の検察官です。区検察庁であれば、上級の検察庁の検察官が決定します。したがって、概してこの決定は、日本の各都道府県にあります地方検察庁の検事正によって下されます。もしもその検察官の決定に不満を持つ関係者がいれば、もちろん、普通裁判所で民事訴訟を提起し、さらに賠償を請求することもできます。

これですべてのご質問にお答えしたと思います。以上です。

<本見 - 日本>

（以下は非常に薄い文字で印刷された日本語の文字列がほとんど読み取れない）

3、被拘禁者の取扱い

(第7条、第8条、第10条)

<議長>

日本の代表団の方ありがとうございました。何かご質問はありますか。ありませんね。それでは第7章、被拘禁者の扱い(第7、8、10条)に移ります。

(a) 報告書の8ページにのべられた、「懲役」と「労役留置」に関する実態と状況について明らかにして下さい。

(b) 公判開始前の被疑者を警察の留置場に勾留することについて、規約の条項を遵守することを確保するためにどんな保護手段がとられていますか。

(c) 「被拘禁者処遇国連最低基準規則」は守られていますか。また、関連する規則や指示は被拘禁者に知らされたり知ることができるのですか。

(d) 刑事施設および各都道府県警察が運営する留置施設に関する法案の現在の動向はどうなっていますか。

では、日本の代表団の方どうぞ。

<藤田 - 日本>

はい。まず質問(a)にお答えします。刑法では、懲役は刑罰の一種であり、罰金を支払うことができない囚人は労役場に留置されるものと規定されています。こうした規定は、受刑者を肉体的に拘束し、意志に反して労働させることを意図しています。しかし日本における行刑制度は、受刑者の更生と社会復帰を目的とするものであり、与えられる仕事の種類もこの見地から適切に選ばれたものです。刑務所における労働は、決して、受刑者に不必要な苦痛を与えるものではありません。懲役についての実態と状況は、規約第10条に関連してこの報告書に書いてあります。11ページの第3節、そして9~10ページの第1節です。1986年に新たに懲役を受けて拘禁された者の数は30、241人です。次に、労役場留置についての実態と状況は以下のとおりです。刑法第18条第1項では、罰金を完納することができない者は1日以上2年以下の期間労役場に留置されなければならないとしています。そして同条第2項では、料金を完納することができないものは1日以上30日以下の期間労役場に留置されなければならないとしています。同条第4項では、罰金または料金の言渡しをする時は、その言渡しと共

に罰金または料金を完納できない場合の留置の期間を定めてこれを言い渡さなければならないことを定めています。このような労役場は、罰金を完納できない者を拘束するための施設であり、刑務所に付設されます。労役場に留置されている者は自分の服と寝具を使うことを許されます。

しかし、作業その他の処遇については、労役場留置された者も、一般的に懲役囚と同じ扱いを受けます。1987年には、総計2,076人が新たに労役場に留置されています。

質問(b)に関して。規約第9条に関連して述べていますように、日本の法律では、逮捕は、原則として裁判官の発する令状によります。警察官は、身柄を拘束する必要性を認めた場合、逮捕した被疑者を、逮捕後48時間以内に送致しなければなりません。検察官は、被疑者の身柄拘束の必要性を認めた場合、裁判官に勾留の請求を行います。裁判官は、合理的な理由があれば、勾留状によって被疑者を勾留します。被疑者をどの拘禁場所で身柄拘束するかは、全面的に裁判官の裁量によります。

監獄の種類について、監獄法第1条第1項は、監獄を左記の4種類とする旨定める。つまり、(1)懲役監、(2)禁錮監、(3)拘留場(4)刑事被告人、勾留状により監獄に勾留した者などを拘禁するための拘置監、以上の4種類です。

そして同条第3項は、警察留置場を監獄の代用としうる旨定めています。ただし懲役または禁錮に処せられた者は、警察留置場に1ヶ月以上継続して拘禁されてはなりません。すでに述べましたように、被疑者が拘置所に収容されるべきなのか、それとも警察留置場に収容されるべきかは、担当の裁判官の裁量に全面的によるのです。参考のために申しそえますならば、1986年度において、警察留置場と拘置所に身柄を拘束された未決の被拘禁者の比較は以下のとおりです。警察留置場、つまりいわゆる代用監獄には6089人。この数には被告人と被疑者の双方が含まれます。そして、刑事施設である拘置所については、被告人が8868人、被疑者が190人です。ちなみに、日本の人口は1億2千万人です。警察留置場に勾留されている被疑者に対し公訴が提起されれば、被疑者は公訴の期日前に、手続きに従い拘置所へ送られます。ですから、一般原則として、拘禁中の被告人は公判の第1日には、警察留置場ではなく、拘置所にいることになります。

ここで日本の警察官の質について若干触れたいと思います。日本の警察官は、被疑者の人権に関し十分な教育と訓練を受けています。そのうえ、警察留置場において被拘禁者の取扱いにたずさわる警察官は、この問題について専門的な教育を受けており、しかも犯罪捜査担当部門とは違う部門に属しています。警察留置場における被拘禁者の取扱いは、国家公安委員会規則である被疑者留置規則に従って行われます。すでに説明しましたように、国家公安委員会は、内閣総理大臣の所轄の下にある行政機関で、警察教養、警察通信、犯罪統計などに関し、警察庁を管理します。警察署長は警察署に置かれる警察の留置場の管理者であり、都道府県警察本部の長とともに、警察官を監督し、被拘留者の適切な処遇を確保するよう必要な指示を警察官に与えるのです。さらに、警察庁の職員が頻繁に警察留置場を巡視して、担当の警察官を指導します。警察留置場における被拘禁者が自己の取扱いについて留置担当官へ苦情を申し立てた場合、その事実は直ちに留置主任官を通じて警察署長へ報告されます。警察署長は、その申立てについて直ちにかつ誠実に調査を行い、その結果を被拘禁者へ通知します。このように、留置場における取扱いに関する苦情申立は適切に処理されています。また、留置場の被疑者は、取調べを受けますが、取調べに際して、法と規則を遵守し、被尋問者の人権を保障するよう十分な注意が払われています。

日本の刑事訴訟手続のもとでは、警察の取調べを通じて作成された供述書が法廷で証拠として採用されるには厳格な要件が満たされなければなりません。つまり、供述者が自ら署名をして押印した供述書でさえ、脅迫、拷問、強制によって供述が得られたのではないという事実、不当に長く抑留、拘禁された後で供述が得られたものではないという事実、または、供述が被尋問者の自由意思にもとづいているという事実について、裁判所が疑いをいただいた場合には、証拠と認められないのです。さらに、自白が被疑者を有罪とする唯一の証拠である場合には、有罪判決はありえません。たとえば、最高裁判所の判例によると、次のような自白は、証拠として認められません。つまり、施設されたままの被疑者から引き出された自白、お前の共犯者は本当の事をもう供述しているのだと言われた被疑者から引き出された自白、または、自白すればその代わりに起訴猶予にしてやろうと検察官が約束したと思込んでいる被疑者から引き出された自白などは、証拠として認められないのです。このような方策によって、警察留置場における被拘

禁者の人権は十分に保護されているのです。

ところで次のことを付け加えさせていただきたいと思います。代用監獄は全面的に廃止されなければならないという主張が日本にあります。率直に言って、このような見解は現実的とは思えません。現在、日本には1250の警察署があります。この警察署それぞれに警察留置場、つまりいわゆる代用監獄が置かれています。この代用監獄が廃せられることになると、およそ400の拘置所が新たに建設されなければならないでしょう。それには、少なくとも4000億円から5000億円かかるでしょう。この額は、30億ないし40億米ドルです。その結果、ほとんど不可能と断言するほどの財政上の問題が引き起こされるでしょう。その上、困難な行政上の問題や社会上な問題が多く生じるでしょう。たとえば、新たに設けられる刑事施設を管理する人員が多数必要とされるでしょうし、刑事施設が建設される地元の住民の同意を得るには、非常な骨折りが要求されるでしょう。また、被拘禁者の弁護人や近親者が被拘禁者と面会するのに不便な事態が生じるでしょう。重要なのは、代用監獄に身柄を拘束されている被疑者の人権が十分に保護されているかどうか、そして、これらの被拘禁者の取扱いが、日本国憲法の規定および国際人権文書の規定に合致しているかどうかということなのです。現在、被拘禁者の人権をさらに保障することを目的とした2つの関連法案が国会に提出され、その審議が始まっています。我々は、国会で実り多い討議が行われ、できる限り早くこの法案が可決されることを望みます。

質問(c)に関して。「国連被拘禁者処遇最低基準規則」に規定されている事項の実施は、司法省令である監獄法施行規則を修正するいくつかの命令を含む行政命令によってすでに保障されています。この国連基準の目的を実現するために、現行監獄法の抜本的な改正として刑事施設法案がすでに国会に提出されており、このことはすでに述べました。「被拘禁者処遇最低基準規則」は日本語に翻訳され、印刷、配布されています。さらにこの基準はさまざまな法令、規則に反映されています。したがって、被拘束者は、普通の人々と同じように、関連の文書にアクセスできます。

質問(d)。報告書で、規約第10条に関し、11頁において述べましたように、刑事施設と留置施設に関する2つの法案が現在国会で審議中です。この法案とは、刑事施設法案と留置施設法案をいいます。監獄法は犯罪者の取扱いを規律

する日本の基本的な法律で、1908年に制定されました。「国連被拘禁者処遇最低基準規則」に規定される事項の実施は、すでに述べましたように、司法省令である監獄法施行規則を修正するいくつかの命令を含む行政命令によって確保されています。監獄法が約80年もの間実質的には改正されなかったにもかかわらず、行刑における進歩が可能であったのは、もっぱら法務省がこうした目的のためにその権限を用いてきたからなのです。その結果として、法務省の外部にいる人は、日本における行刑の現状を体系的に把握することが困難になってしまいました。さらに、行政規則ではなく法律において保護、更生の基準を定めるべきであるとする主張が、ますます強くなってきています。そこで1976年から1980年にかけて、監獄法の改正が法務省の法制審議会で検討されたのです。この審議会は、学者、評論家、裁判官、日本弁護士連合会推薦の弁護士、検察官、官僚、その他の有識者から構成されました。1980年11月25日に、法制審議会の最終報告が法務大臣に提出されています。この最終報告にもとづき、現行監獄法の抜本的改正案である、刑事施設法案が国会に提出されました。

この法案の目的は、刑事施設の適切な管理運営、収容の性質に応じた適切な処遇計画の策定及び被収容者の人権の尊重にあります。法案において特に取り上げられた事項には、書籍の閲覧、信書の発受、面会、宗教上の行為についての被収容者の権利の確認とその拡充、被収容者の不服申立てについての手続きの改善、保健衛生及び医療の改善、外部通勤作業などのより効果的な処遇方法、外出、外泊制度があります。

留置施設法案については、次の点が重要です。すなわち、警察の留置施設に留置されている被留置者の処遇、保健・衛生及び医療の機会・措置の供与、宗教上の行為、書籍の規定、面会、信書の発受等に関する明確な規定の確立およびこれらの処遇の改善ですが、これらの者については、現段階では何らの法的規定も存在していないのです。

<議長>

第7章に関する質問。

<ヒギンスーイギリス>

とても有益なことに、今も継続して運用されているこの制度の、日本政府が見る必要性を示す数字を示していただきました。もちろんこの数字は正確であると私は思います。ところがこれとは違った情報源から得た異なった数字があり、この数字とどう一致させるのかは難しいようです。153存在する拘置所のうち、実際に運営されている拘置所は12であり、その12の拘置所の収容率は80%で、残りの拘置所には収容の余地が大いにある、というものです。これにつきましてコメントがいただけるものと思います。確かに、私がよく知っている先進国の他の基準に照らすと、いわゆる通常の拘置所以外の場所に身柄を拘束されている人々の割合が極度に高く、依然として危惧の念を拭い切れません。私は多くの情報源から情報を得ており、日弁連からや日弁連が行い必然的に一定の評価を与えられるべき調査からも情報を得ています。そして、こうした諸団体が、代用監獄制度のもとでは人権の制度的かつ実効的な保障はあり得ないという懸念を抱いていることは私にもわかります。この懸念とは次のようなことです。これは日弁連の行った調査によりますが、それによると、居房内の点検が間断なく行われる、居房内では照明が絶えずつけておかれる、食事が足りないことがある、運動時間はきわめて短い、居房内は極端に寒いことがある、面会時間が非常に短いため、弁護士への接見が制限されてしまう。私に送られてきた文書の多くは、1回の接見は15分だと言います。取調べがきわめて長時間におよび、時には一日21時間にもなります。この取調べの間、食事、飲物が与えられず、脅迫が行われ、時には物理的な暴力をとまなうことがある、といったことです。取調べが、正規の拘置所というよりもむしろ警察留置場で行われると、このような事態が生じてしまう恐れは強いのです。すべての国においてこのことは当てはまるといえます。また、別の状況のもとにおける場合よりも、ある状況のもとでは、人権の規制がより容易だということも知られています。にもかかわらず、私は、他の国ではそうではないかもしれませんが、日本の警察はおそらく、人権問題についてとりわけ十分な訓練を受けているであろうということを十分認めます。また私は、この分野で提出されている新法案の意図が、現存する諸問題を改善しようとする点にあることは分かっています。けれども、この法案は、実のところ、こうした困難な事柄を制度化するのに役立つであろうと多数の人々が思っているという事実、私は驚かされました。改善は実際には実現されようがない、そして、求められて

いるのは、代用監獄制度の廃止に向かって移行期間へと進んでいくことの宣明であると考えている人が多くいるのです。この点につき所見を伺えましたらとてもありがたいと思います。以上です。

<議長> どうもありがとう、ヒギンズさん。私のリストでいくと、次の発言者はディミトリジェヴィックさんです。いま質問を行うかどうかお尋ねします。つまり3分しか残っていませんので。それとも午後になさいますか。ディミトリジェヴィックさん。

<ディミトリジェヴィック - ユーゴスラビア>

議長、いつも通り3分以内で質問できると思います。ヒギンズさんは重要な問題を提起されたのであり、この問題は、明らかに日本の内外で多くの人々を苦しめています。ここでさらにいくつかの質問を提起してみたいと思います。警察留置場における被拘禁者の取扱いについてヒギンズさんが示した実例に付け加えて、さるぐつわ、手錠、捕錠の使用、ほぼ毎日行われる全裸での検身を含む比較的厳しい取扱いを、被拘禁者が一般的に受けているのかどうかを日本の代表から伺いたい。もしこのことが事実だとすれば、これは規約第10条及び第7条とはたして両立するものなのでしょうか。

第2に、留置所で自白強要が行われたとことが発覚して、それが後に裁判所で問題となったいくつかの判決について触れたいと思います。そして、今までに拘禁施設で行った拷問を理由に、裁判に付された公務員がいたかどうかについてお教え願いたい。それに付け加えてさらに、独居拘禁制度とは正確にはどのようなものであるのか知りたく思います。この制度は、被拘禁者に対する身体的のみならず、精神的にも好ましくない取扱を伴うものなのだという、多くの人々や団体の抱いている懸念を正当化するようなものなのでしょうか。

私の次の質問は、本当に日本の学校において体罰が依然として行われているかどうかという点に関するものです。権威ある情報源と、いくつかの裁判所の判決によれば[]。また、学校での体罰は、規約とそれに類似する、非人道的および品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する法令の対象となります。

最後に、第8条に関連してですが、日本の新聞によると、日本では、外国人、とりわけアジア人女性が、雇用の約束をして日本に連れてこられてから、強制的に売春に従事させられており、その地位が大きな関心事となっています。そして、この女性達は、さまざまな事情から、一種の奴隷状態、つまり人身売買を甘受せざるを得ない状態まで貶められています。このことが本当ならば、対策はどうなっているのでしょうか。私には日本の新聞を信じない理由はありません。こうした害悪を排除すべく日本政府のとった対策とはどのようなものなのでしょうか。

議長、どうもありがとうございました。3分を超えてはいないと思いますが。

<議長>

ディミトリジェヴィックさんどうもありがとう。午後に引き続き審議しますが、休会する前に、委員諸氏にまだ我々のリストにある質問の半分までしかきていないことを思い出していただきたい。質問は15あり、今のは7番目で、これでは半分までいっていません。そこで作業を終えるためにお願いしたいのですが、午後は、質問を特定して、手短かにしていただきたい。同じ事を日本政府の代表団にもお願いしたい。具体的に、明確に、そして手短かにお願いしたい。日本では、3時まで休会します。

<議長>

さて、日本代表に、質問7についてお答え願います。

<本日 田嶋>

<国枝 - 日本>

ありがとうございます、議長。今朝出された第6章をめぐる質問に関して、若干の回答をします。新しい法律のもとでは、精神保健指定医は、厚生大臣の指定する研修の終了といったような新たに設けられたいくつかの資格要件を満たさなければなりません。精神保健指定医は、患者への所定の行動制限の必要性についてのみならず、入院の必要性についての判断をも委任されています。精神医療審査会は、この新しい法律により日本の各都道府県単位で新たに設けられたものです。この審査会は、入院患者からの申立てなどや病院からの患者の病状についての定期報告に基づいて、患者の入院継続の必要性を審査します。精神医療審査会

は、精神障害者の人権の保障と精神医療の確保という目的のために設置されています。この審査会が、特定の患者の入院措置を解除すべきであると通知した場合、知事は、この患者の入院措置解除のために必要な措置をとらなければなりません。したがって、審査会はこの点についてきわめて強力な権限を持っているといえます。知事が、精神医療審査会の審査結果にもかかわらず、入院解除の命令を出さない場合、患者は行政訴訟を提起できます。1985年度における患者の平均入院日数は、536.3日です。午前中にモASTEYグ氏は、私立病院の数がきわめて多いために、営利目的から入院の期間が引き延ばされる可能性を指摘されました。この質問については、すでに言及しましたように、新しい法律のもとでは、精神医療審査会が介入して、入院措置が正しいかどうかを知る権限を持っています。ですから、患者の入院はもはや認められないと判断した場合に、審査会は、所定の措置を講じ、その結果に基づいて知事は然るべき措置を取らなければなりません。

ヴェナグレン氏の質問に関して、人権の侵害が生じた場合、昨日述べた人身保護法に加え、当事者が裁判所に訴えを提起する際に依拠する法律がいくつかあります。行政事件訴訟法、民事訴訟法、刑事訴訟法などがそうです。それゆえ、人権を侵害された人が裁判所を頼る際に用いることのできるかなりの法律があるわけです。

午前中に提起された質問にお答えしたと思います。ありがとうございました。

<藤田 - 日本>

議長、ヒギンズさんの提起された拘禁の比率をめぐる問題について。

私は、54.2%という数を出しました。私の理解が正しければ、ヒギンズさんは、この比率をどちらかと言えば高いと考えておられる。我々の見解は、この比率はさほど高くはありません。なぜなら、総計85,276名の被疑者は、警察が取扱った犯罪者の一部でしかないのです。1986年度において、日本の警察犯罪者は総計967,972名です。このうち、約129,000名に対して、正式の公訴提起がなされました。それゆえ、その割合は、3.9%です。そして、これらの事件のうち軽微な事件は、簡易裁判所で取り扱われます。

すでに説明したように、警察の留置施設に拘禁された者の処遇は、国家公安委

員会の命令である被疑者留置規則に完全に従って行われています。そして、警察署長は警察署に付置された警察留置場の留置業務管理者であって、都道府県警察本部長とともに、警察官を指揮監督し、被留置者に対し十分な処遇を保障するよう警察官へ必要な指示を与えます。被留置者が不服申立てを行った場合には、その事実が直ちに留置担当の責任者を通じ警察署長へ報告されることになっていきます。警察署長は苦情について速やかにかつ誠実に調査を行い、その結果を被留置者へ通知します。確かに留置施設で被疑者は取調べを受けますが、法律・規則を遵守し、被尋問者の人権を守るために十分な注意が払われています。

このように、日本では、留置場における被疑者に対する計画的な拷問や非人道的な処遇などは論外であって、このような処遇を防止するためのシステムが完全に確立されています。実際のところ、いくつかの事件が起きるかもしれないという可能性を否定はしませんし、たまたま警察官が規則の定めた限界を逸脱してしまうこともあるでしょう。だが、このように非常に限定的で例外的にしか起こり得ない事件を一般化するのは明らかに誤りです。

職権の濫用で警察官が処罰された事例について、1983年から1987年の5年間に、特別公務員職権濫用罪およびそれにともなう傷害致死罪で起訴された者がひとりいますが、同じ時期に、特別公務員職権濫用罪、特別公務員暴行陵虐罪で起訴され、有罪とされた者はいません。したがって、日本では、警察官が処罰された事件が1983年から1987年の5年間には存在しないこととなります。

ありがとうございました。

<議長>

日本の代表の方、ありがとうございます。どの委員も発言ができます。最初の発言者はワコー氏です。

<ワコー - ケニア>

ありがとうございます、議長。私の質問の一部については今の発言で回答していただきました。日本では拘置所や警察留置場で拷問が行われていると一般化することはできないと断言されたので、大変うれしく思い、かつ感謝する次第です。

しかし、法律は、すべてのことについて、一般化された局面だけでなく、警察官や法の執行にたずさわる公務員がその権限を踰越するといった例外的な事件をも考慮しなければなりません。手元にある情報は真実の事もあればそうでない事もあるわけですが、その情報によると、最近、初めの段階で有罪とされた人々が、再審で無罪になった事例がかなりの数あります。こうした事件のそれぞれにおいて大変な数に昇るのですが、自白で有罪とされた人がいました。この自白のそれぞれについてみると、実際ある一つの事件では、330日もの間身柄を拘束された後に自白がえられています。こうした事件のうちの50%以上の事件で、100日以上の間、拘留所や警察留置場に拘禁した上で、自白がえられています。20日とか30日あるいはそれ以上、拘禁された例は多数あります。

そこで私は日本国憲法第38条の実施状況についてお尋ねしたい。この憲法38条は、非常に明確な規定です。日本国憲法第38条によると、何人も自己に不利益な供述を強制されません。また、第38条は、強制、拷問、脅迫による自白、または不当に長く抑留もしくは拘禁された後の自白は証拠とすることができないと定めています。ところでこれらのそれぞれの事件について、日本国民は拷問に反対してきました。だがここでは拷問が正当化されていたのかどうか立ち入りはしません。しかし、少なくとも、客観的には、自白は不当に引き延ばされた抑留もしくは拘禁の結果生じたということが出来ます。そこで私の問いは、学問上あるいは裁判所の事件で、何が日本国憲法第38条にいう不当に長い抑留と拘禁に当たるのかについての裁判所の見解を説明しているものがあるか、ということです。

質問の第2の部分の答えはすでに次のように与えられています。一人の人物が起訴されていますが、拷問や不当な処遇について担当官に苦情を申し出ることができるとしても、苦情が取り上げられない場合は、苦情の申し出は、法の執行にたずさわる公務員が、取り調べに関係するものとして自らを律する規則を実際に考慮していたかどうかを監督する実効的手段として完全ではないと思われま。英文の報告書10頁によると、実地監察と巡視は、被留置者が別の担当官を介して苦情の申し出を行うのではなく、自由に申し出ることができるので、独立した実地監察と巡視になります。被留置者が担当官に拷問を加えられた場合、事態はきわめてむずかしくなります。事実、彼はおびえて、その担当官の事を別の担当

官へ申し出て、更に拷問を加えられてしまうこともありえます。だからこの場合、実地監視と巡視の制度が完全に有効なものとなるのは、独立した人物に報告が可能であるという点にかかってきます。だが報告書によると、こうした実地監察は一年に一度行われるに過ぎません。そうすると、誰かが今日拷問されたのに報告の機会を待たざるをえず、それでは何にもなりません。機会にめぐりあつたときには、なんら証拠がないであろうし、本人は自白した結果、収監されているか、身柄を拘束されているからです。だから私には次のように思えます。つまり、実地監察制度、しかも独立した実地監察制度、苦情の申し出のための独立した制度、国家公安委員会とは別の独立した制度が、これらの場所で実施される必要があり、そのことによって、人々が拷問について苦情を申し出ること、そして不当な処遇について苦情を申し出ることを保障されるようになる、ということです。この点につき代表のご意見を伺いたい。

別の問題もあります。私は「ダイヨーカンゴク」制度に対する懸念について意見を申し添えたい。法によりすべての弁護士が所属することを義務づけられている日本弁護士連合会は、この制度について懸念を既に表明していますが、この団体は日本のこの制度についてきわめて多くの事を知っているものと考えます。私もこの制度に対し懸念の意を述べるに至りました。もちろん、我々は午前中に、1250の警察留置所が廃止されてしまえば、400の拘留所を建設する必要が生じ、恐ろしく多額な費用がかかってしまうという報告を受けました。午前中にヒギンズ教授の示された数字に加えて、「ダイヨーカンゴク」を廃止するかどうかについて考えるに当たり、手元にある情報によりますとこの点については2つの問題があるようです。第1に、留置施設もしくは監獄は収容定員いっぱいのみまで利用されてはいないようです。政府側の数字でいくと、[]のうち12の拘留所が定員一杯で使われているが、残りの拘留所は定員までになってはいません。ですから収容の余裕のある拘留所が数多くあります。したがって、私見になりますが、少なくとも報告書の記述が正しいとすれば、日本の既存の施設が多いため、より多くの未決拘禁者を警察留置場ではなく、拘留所でその身柄を拘束することが可能です。警察留置場でさえ定員一杯で使われているわけではありません。実際、警察留置場の部屋数についても、収容量との関わりでの利用のレベルは38.13%で、多くの部屋が使われないまま残されています。

警察留置場の収容量の3分の2以上が使われていないこととなります。にもかかわらず、手元の情報によると、建設中の警察留置場の数がどんどん増加しているとのこと。これに対し拘置所についてはわずか1カ所だけ建設されたに過ぎません。かくして、私には、日本の「ダイヨーカンゴク」制度に反対する有識者の数を考えに入れると、本委員会でのいくつかの意見と同様に、現行制度を廃止して、より多くの未決勾留者などが警察留置場とは別の施設で身柄拘束できるように思えます。また、現存する施設を合理的に活用して、適切な計画を策定すれば、警察留置場の建設を減らし、拘置所の建設を増やせるので、さほどコストはかからないように思えます。以上は手持ちの統計と数値にもとづいての意見です。私の持っているこの情報につき日本の政府代表のご意見を伺えれば、まことに幸いです。

どうもありがとうございました。

<議長> ワコーさんありがとうございました。日本の代表の方発言をお願いします。

<藤田 一 日本>

議長、ありがとうございます。まず最初に私は前に申し上げたことを確認しなければなりません。確かに警察官による行き過ぎの事例が発生する可能性をまったく否定することはできません。しかし現在までのところ、警察官が被拘禁者に対して拷問をしたという具体的な事例は聞いたことがありません。私の言いたいのは、警察がその限度をこえる可能性を理論的には[否定]しませんが、警察が実際に拷問という方法を使った具体例は聞いていないということです。

再審手続きについては、以前にも申しましたように、最近、再審手続きの結果、三つの事件で無罪の判決が言い渡されました。これらの事例では、警察の留置場に拘禁中、警察が被疑者から得た自白は採用されませんでした。にもかかわらず私の考えでは、その様な事実は必ずしも代用監獄制度の問題に結び付くものではありません。それらの事例によって私たちが学ぶべきことは、物的証拠あるいは科学的証拠にもっと重きを置かねばならないということです。これは、警察官一人一人の質の問題であって、代用監獄制度の問題ではありません。

不当なあるいは不合理な長期にわたる勾留に関しては、勾留が不当に長いかは、ケース・バイ・ケースで、裁判所または裁判官によって決定されます。裁判官あるいは裁判所は、事件の複雑さ、公訴事実の数、調べなければならない証人の数、被疑者の体調などさまざまな事情を考慮します。このことについては、地方裁判所のような下級裁判所でいくつかの事例があります。約20年前のある事例では、1年5ヵ月間の勾留が高等裁判所によって認められたことがあります。

警察による取調べの合法性を監督する方法に関しては、すでに申しましたように、誰でも告訴あるいは告発を検察庁にすることができますし、また日本では取調べ方法について、検察官が警察を細部にわたって監督します。もちろん検察官は警察あるいはどの機関からも独立して、その職務を遂行します。従って、警察による力の乱用を防ぐための制度は、日本ではしっかり確保されています。

ありがとうございます、議長。

<議長>

ありがとうございます。次の発言者はヴェナグレンさんです。

<ヴェナグレン - スウェーデン>

ありがとうございます、議長。藤田さんは警察による拷問や肉体的虐待についてお話をくださいました。ここに私達は『現代日本の民主主義』という題の本のコピーを持っています。これは東京の三弁護士会の代用監獄制度合同調査委員会による調査を引用しています。拷問と身体的虐待のいくつかの例について、東京三弁護士会によるこの調査結果が公表された時、何が起きたか、またその後どうなったか伺いたいと思います。その報告書には明らかに拷問や身体的虐待についての大変厳しい申立てがありました。これについてなんらかの調査がなされたのですか。報告書は、警察留置場の建物にある、いわゆる「とりかご」についてもふれています。それらの「とりかご」は少しも人道的とは思われません。時間がないので更に詳しくは述べられませんが、私は東京三弁護士会の合同調査委員会による報告がどのような結果をもたらしたかを知りたいと思います。その報告書の内容により、なんらかの方法または手段がとられましたか。

<議長> ありがとうございます。日本の代表の方、もしあればコメントをどうぞ。

<藤田 新一 日本> ありがとうございます、議長。この点につきましては、現在手もとに何の情報も持っていないので、何らかの情報を提供できるまで猶予をいただきたいと思

<議長>

4、公正な裁判を受ける権利

<議長> ありがとうございます。それでは追加情報を後日まで留保することにして、第8番目の点に進みたいと思います。申し上げますが、残り時間はたったの2時間で、質問はまだあと7つもあります。第8番目は公正な裁判を受ける権利についてです。(第14条)

(a) なぜ無罪の推定の原則は憲法にも法律にも反映されていないのでしょうか。(報告書14ページ、第2段落、第14条参照)

(b) 「抗告」「準抗告」と「特別抗告」などの不服申立てがそれぞれどのように異なるのか明確にして下さい。

(c) 人権規約の第2条第3項によると、各当事国は司法上の救済の可能性を発展させなければなりません。1987年に精神衛生法が改正されたときには、この要件は考慮に入れられましたか。

(d) 弁護士会の組織と機能に関する情報を提供して下さい。

<藤田 新一 日本> ありがとうございます、議長。専門家委員が、日本のいくつかの組織や個人から受けとった情報にもとづいて先ほど出された質問に関しては、のちほど情報を提供したいと思います。

第8章の質問(a)についてですが、報告書(14ページ、第2段落、第14条に関する部分)に述べられているように、無罪の推定は刑事手続の根本原則の一つとしてしっかり確立されています。裁判の実際においても、この原則は十分に重んじられてきています。原則に則って、検察官は挙証責任を負います。そしてもちろん、裁判官は合理的疑いをこえて公訴事実が立証されたと信じられる場合にのみ、有罪判決を下します。未決囚には、弁護士から弁護にとって最も重要である書類その他の物品を受け取ることが十分保障されています。さらにそれら

の被勾留者には、一般原則として、弁護士以外の人との接見や書類その他の物品の受け取りが保障されています。もちろん、決定によってそのような接見や物品

の受領を制限されない限りにおいてですが、たしかに、日本の憲法にも、他のいかなる法律にも明文上の記述はありませんが、無罪の推定の原則は非常に根本的な原則であり、日本のすべての刑事手続はそれに則っています。

質問（b）に関して説明しますと、日本法のもとでの刑事事件の上訴制度の概要は次のとおりです。刑事訴訟法によると、刑の宣告、刑の免除の宣告、無罪の判決、あるいは実体上の理由による公訴の棄却の言渡は裁判所の判決にゆだねられています。第1審裁判所の決定あるいは裁判官の決定、いずれも、一般的には決定または命令の形でなされます。第1に、地方裁判所、家庭裁判所または簡易裁判所によってなされた第1審での判決に対して、高裁に控訴することができます。高裁でなされた第1審あるいは第2審の判決に対しては、最高裁に上訴することができます。第2に、地裁、家裁または簡裁でなされた判決ではない決定に対しては、高裁に抗告することができます。抗告に対する決定のような、刑事訴訟法でいかなる異議も認められない決定に対しては、憲法違反、判例違反などのような理由がある場合にのみ“特別抗告”を最高裁に提起できます。第3に、刑事訴訟法第429条に規定された勾留、保釈、押収などに関して、裁判官が下した決定に対して、その裁判官が属する裁判所に“準抗告”を提起することができます。“準抗告”に対する決定に対しては、憲法違反、判例違反などのような理由がある場合のみ“特別抗告”を最高裁に提起できます。要約するならば、判決に対する上訴は控訴であり、その次が“上告”です。決定に対する上訴は“抗告”と“特別抗告”です。429条に規定された決定に対する上訴は“準抗告”と“特別抗告”です。これが、“抗告”“準抗告”などの概念の違いであります。

質問（c）に関しては、国枝氏が前に述べましたように、精神衛生法が改正されたとき、司法上の救済の可能性を発展させるという要件は考慮されました。新しい法律は1988年7月1日に施行されました。さまざまな重要な規定があります。しかし時間の関係上、1つの点についてのみとりあげたいと思います。この法律によって、各県に「精神医療審査会」が新しく作られました。この審議会は、入院患者などの要請にもとづいて、病院からの患者の状態についての定期的な報告、患者の入院継続の必要性などを審査します。県知事は同審査会が決定した場合には、退院することを命じなければなりません。同審査会の審査の結果にもかかわらず、県知事が患者を退院させることを命じない場合には、患者は行政

上の不服申立てを行う資格があります。このようにして司法上の救済の可能性は、新しい法律によって拡大されました。

質問（d）に関してですが、日本の弁護士会についての基本的な法律は1949年の弁護士法です。この法律にもとづいて日本弁護士連合会と地域の弁護士会が設立されています。実務についている弁護士は、日弁連だけでなく、地域の弁護士会の会員にならなければなりません。地域の弁護士会は、法律にもとづく公法人です。その目的は、弁護士の品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るために、会員の指導、連絡、監督に関する事務を行うことにあります。各弁護士会はまた日弁連の一般的な指導と監督に従いつつ、自律的な権限を持っています。現在のところ日本には52の地域弁護士会があります。各弁護士会は独自の会則と規則を持っています。その会長、副会長、その他役員は毎年会員によって選出されます。日弁連はこの国の弁護士の全国的な専門家組織です。その目的は、弁護士や弁護士会の独立と品位を保持し、弁護士会事務の改善進歩を図るために、それらの指導、連絡、監督に関する事務を行うことにあります。日弁連は弁護士法にもとづく公法人です。日弁連の会員は、弁護士個人と地域弁護士会です。日弁連は、国会、最高裁あるいは内閣を含むいかなる政府機関の影響または監督からも自由な、独立した組織です。日弁連は法律で規定された範囲内で、外部の機関によるいかなる干渉や審査もなしに独自の規則を制定する権限があり、国や国民に対して、その活動について全責任を負います。最高裁が弁護士や弁護士会に関する事柄を報告、調査したりすることを日弁連に要望することが必要だと認めた場合に、その限りにおいてのみ、その独立性が制限されます。

ありがとうございます、議長。

<議長>

日本の代表の方どうもありがとうございます。次の点に進む前にクレー氏が発言します。

<クレーー スリランカ>

議長、ありがとうございます。私は1つの点についてだけ、若干の説明をお願いしたいと思います。それは弁護士と面会する権利についてであります。報告書

の15ページの第39条第1項には、いかなる役人も立ち会わずに、被告人がその弁護人と接見したり、被告人あるいは被疑者が要求に応じて弁護人や他の人と接見する権利について言及されています。そして被告人との自由な接見、連絡が保障されているとあります。拘禁中の被疑者が弁護人との接見の許可を拒否されたというような場合があるのでしょうか。弁護士によるいわゆる接見指定の制度はありますか。弁護人との接見は、(a)取調官の特別の指定なしに(b)弁護人が具体的指定書を持たなくてもできるのですか。弁護人によるこれらの接見には時間制限がありますか。一般的な質問ですが、いわゆる接見指定の目的もしくは理由はなんですか。そして最後に、この制度についての最高裁の判決は何かありますか。

ありがとうございます、議長。

<議長>

ありがとうございます、クーレイさん。ヴェナグレン氏が発言します。

<ヴェナグレン - スウェーデン>

ありがとうございます、議長。第14条第2項に関して、刑事上の罪に問われているすべての者は、法律にもとづいて有罪であることが証明されるまでは無罪と推定される権利があります。判事である我々は皆、犯罪に問われている人を証拠が十分でないため釈放しなければならないことが起きることを知っていますし、また、問われている罪を犯したのではなかろうかと疑ってはいても、有罪について証拠がなければ、無罪とされるべきであることも知っています。問題は、その場合彼はどのようにみなされるべきなのでしょう。彼は無罪とみなされるべきでしょうか。私の意見と人権規約第14条第2項によると、裁判所でそのような判決がなされたあとは、彼は無罪の人として取り扱われるべきです。日本では“ピース缶事件”と呼ばれる事件がありました。大久保裁判長は有罪判決ではないと述べたうえ“灰色のどちらとも言えない無罪”という言い方をしました。これは、彼が無罪にいくつかの段階をつけたように思えます。つまり完全な無罪を意味する白い無罪と、まだ有罪について疑わしいが証明しえないことを意味する灰色無罪です。この灰色無罪という考え方は、大久保裁判長がこの言い方を使って

から、他の裁判所にも広まっていったとされていることについて知りたいと思います。このような事例についての日本での一般的な考えはどのようなものですか。その人の有罪が証明されないために無罪となった時、その人は無罪の人とみられ、そのように扱われますか。この点に関する考え方について大変興味があるので知りたいと思います。もし不十分な証拠の故に無罪となった場合、その人が生涯にわたり、汚名を着せられることを意味する灰色無罪という概念はあるのでしょうか。ありがとうございます、議長。

<議長>

ありがとうございます、ヴェナグレンさん。日本の代表が発言します。

<藤田 - 日本>

ありがとうございます、議長。

最初の質問については、刑事訴訟法の第39条第3項で、もし捜査のために必要ならば、検察官、検察事務官あるいは司法警察職員は接見あるいは書類などの授受について、その日時、場所および時間を指定してもよいが、それはそのような指定が被疑者の防御を不当に制限しないという条件のもとで、かつ公訴の提起以前に限って認められます。これらの規定は弁護人と被疑者が面会する権利を[]。身体を拘束されている被疑者を取り調べるのに活用できる時間が限定されていることから生じる取調べの必要性と弁護人と被疑者が接見する権利を[調整するためのものです]。1978年7月10日最高裁第一小法廷判決は、刑訴法第39条第3項に関して次のように述べています。

弁護人等の接見の権利が憲法の保障に由来することにかんがみると、これらの接見の日時等の捜査当局による指定はあくまで必要やむをえない例外的措置であり、被疑者の防御を準備する権利を不当に制限するものであってはならない。弁護人等が被疑者に接見を望んだなら、原則として捜査機関はいつでも接見の機会を与えなければならない。例えば被疑者がその時取調べ中である場合や現場検証で彼自身がいない場合のように、接見から生ずる捜査の中断が重大な障害を及ぼす場合には、被疑者が防御について弁護人と打ち合わせできるよう、当局は弁護人等と相談し、できるだけ早期に接見の日時を指定すべきである。

実務上の手続はこの最高裁判所の決定にしがっています。それで、実際には、時、場所、その他必要な事項は、弁護人と協議の上決定されます。

2番目の質問について、ヴェナグレン氏は“白い無罪”と“灰色無罪”の概念を指摘し、これは日本の裁判官による理論だと言っています。残念ながら、私はこの理論についていま情報を持っていないので、ここで情報を提供することはできません。

私の考えでは、無罪の概念は審理中の刑事被告人の尊厳を尊重するため用いられ、作りだされたものであり、裁判でくつがえすことができなくなるまでは、彼は無罪として取り扱われるべきです。それで私は“灰色無罪”の概念に若干当惑しています。

被疑者が釈放されれば、起訴手続はその被疑者に適用されなかったのですから、その人は普通の人としてとり扱われ、彼があたかも犯罪を犯したかのように取り扱われないでしょう。

しかし、検察官による起訴の決定の中には“起訴猶予”と呼ばれる決定があります。この場合には十分な証拠はあるが、諸般の事情を考慮して検察官は被疑者に更生の機会を与えるわけです。そしてもしそのような決定がされても、被疑者は再び起訴されるかもしれないという論理的可能性はあります。

以上です、議長。

5、移動の自由と外国人の追放

(第12条、第13条)

<議長>

日本代表の方ありがとうございます。質問のリストの第4章にうつります。移動の自由と外国人の追放(第12及び第13条)です。

(a) 日本国内の外国人の移動の自由についての制限は、市民にも適用されるもの以外にありますか、また、仮に上陸した外国人または特例についての制限はありますか。例を示して下さい。(報告書の13ページ, 3項(h), 規約第12条)

(b) 委員会の一般的意見15(27)に照らし、日本における外国人の地位についての必要な追加情報を提供して下さい。

日本の代表の方が発言します。

<国枝 - 日本>

ありがとうございます、議長。質問(a)について、日本国憲法の第22条は、移転の自由を保障しています。これはまた外国人にも同様に適用されます。この原則の例外は次のようなことです。報告書で言及している仮上陸は、審査手続の完了前に一時的に上陸する許可を外国人に与えるための手続です。日本に入国を求める外国人は自国の政府により発行された有効なパスポートをまず所有し、そしてその訪問の目的に応じて日本国大使館または領事館からのビザを受けとらなければなりません。日本への入国時には、港または空港で入国審査官による上陸審査を受け、そして上陸許可の証印をパスポートに記入してもらわなければなりません。日本に入国、上陸するためには、外国人はまず有効なパスポートを持ち、2番目にはそのパスポートに証印された有効なビザを持ち、3番目には出入国管理及び難民認定法の在留資格等に応じた入国の目的を持っていないければなりません。上の条項の1つでも満たしていない外国人に対しては、特別審理官がすみやかに外国人に口頭審理を行わなければなりません。外国人は法務大臣に日本への入国の許可が与えられていないことに関し異議を申し立てることができません。入国審査官は手続の完了まで仮上陸の許可を与えることができます。

上陸の特例については、出入国管理及び難民認定法に限定されています。船舶や航空機の乗客または乗組員でビザを持たず寄港地付近の地域に一時的に上陸、

滞在することをのぞむ者および日本で他の船舶や航空機にのりかえるため上陸することを決めたものなどは、一定の条件の下で一時的に日本に上陸することが認められます。これらの特別上陸許可が与えられる時、在留資格や期間は与えられず、上陸の期間や移動の地域等のような制限がこれらの許可の条件として課されます。特別上陸許可の6つの範ちゆうは次のようなものです。すなわち寄港地での上陸許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可、一時庇護の上陸の許可です。

(質問 (b) について、一般的意見15 (27) の第1, 2, 3の項は次のようにコメントしています。外国人は、本来的に日本国民のみに与えられる投票権や他のいくつかの権利を除き、憲法上の基本的人権を享有することが認められる。1978年12月28日 [*1978年10月4日] の最高裁の判決はこの基本的地位について次のように述べています。憲法第3章で保障された基本的人権は、その本来的性質によって日本国民のみに与えられると思われる権利を除き、ひとしく日本に住む外国人にも与えられます。したがって、外国人の地位は日本国憲法に明示的に規定されているものではありません。一方、憲法第16条は、すべての者に平穩に請願する権利を保障しています。これらの条文に従って、請願法や身分法令はこの権利の遂行について国籍による制限がないことを規定しています。このように日本における外国人も請願の権利を持っています。事実、日本にいる外国人居住者が、この権利を行使した例があります。

一般的意見の第4項について、異なった言語で、この規約を日本に住む外国人に配るといふ措置は講じられていません。

法務省の人権擁護局は1988年の優先課題として、「社会の国際化と人権・世界人権宣言の40周年」を採用しました。この課題の下に当局は宣言の意義と重要性について国民にアピールするための教育活動を組織しています。

活動の一つとして当局は、外国人のために人権についてのカウンセリングの問題を扱っています。

一般的意見の第5項について、入国を認めるか否か、これはその国家の裁量の問題です。日本に入国し、住んでいる外国人は、一般的には、入国港で入国審査官によって上陸許可時に与えられた在留資格に従って滞在します。このように在留資格は、日本に滞在する間、一定の行動をするよう認められる外国人の地位を

意味します。第5項の後半に関しては、我々は理解にいささか苦しみます。したがって私はコメントを差しひかえます。しかし研究の結果、各々の事例において、必要と認定する場合には、それらの事例に人道的配慮をすることがあるかもしれません。

一般的意見の第6項に関しては、私はすでに関連のコメントをしました。

第7項に関しては、外国人は関連する人権の保障を享受します。日本人の子どもおよび他の国籍の子どもに関し、この規約に明文化されているものについては、処遇のちがいはありません。

第8項については、原則として外国人と日本国民との間に差別はありません。自国へ帰る権利は恣意的にさまたげられることはありません。

第9項について、退去強制手続は入国警備官により行われる違法調査により始まります。もしも容疑者が退去強制の事例にあると思われる場合には、容疑者は取調べのため入国審査官に引渡されます。違法についての取調べは入国審査官により行われます。入国審査官が容疑者が退去の強制事由を持っていると判定し、容疑者がそのことに同意しない場合には、特別審理官による口頭審理を請求することができます。特別審理官は、入国審査官による認定が正しいかどうかを判定します。特別審理官が入国審査官による認定に誤りがないと判定し、なお容疑者がその判定に同意しない場合には、法務大臣に異議を申し出ることができます。法務大臣はその異議に十分な理由があるかどうか決定します。日本人と結婚している者を除き、違法に働いている外国人労働者のほとんどは、先に述べました特別審理官による審理を求めておらず、退去強制令書を発付されて、母国に送還されています。先に述べた手続きをとった後、本国送還命令が外国人に対しなされた場合には、彼はなお処分についての異議申立てのため裁判所に訴えることができます。彼は処分の取消等を要求して裁判所に訴訟を起こすことができます。第3国への政治亡命を求める外国人については、日本はもしそのような第3国が外国人を受け入れることに同意するならば、本人の希望を尊重して、人道的見地からそのような第3国へ行くことを実現するよう好意的考慮を払っています。

第10項に関しては、我々は個別の決定をしています。つまり決定を行う際には、ケースバイケースで検討することということです。我々はいかなる論評をする立場にもありません。韓国人の扱いについては、私はすでにふれたと思います。

以上です、議長。

<議長> ありがとうございます。コメントが何かありますか、ヒギンズさん。

日本の代表の方ありがとうございました。コメントが何かありますか、ヒギンズさん。

<ヒギンズ（イギリス）> 私は大変有益な回答に感謝したいと思います。私はセクション1に対する答えから生じた質問があります。ここでは国枝氏は最高裁の決定により今日明確なことは、日本法の下では、パスポートはそれを発行することが日本の国益を損なうと判断されるなら、与えられないこともあり、そして、それに関連する判断基準は公共の福祉であるということをおっしゃっていただきました。

私の国枝氏に対する質問は、第12条で認められた制限の中に、国益と公共の福祉という概念を見いだすことができるかということです。

<議長> ありがとうございます、ヒギンズさん。他のメンバーで話したい人はいますか。では、日本の代表どうぞ。

<国枝（日本）> 私はすでに、この質問について昨日ふれたと思います。しかし、もしお望みなら、私の文書をよく検討し、あとで報告しましょう。以上です。

<議長> ヒギンズさん、どうぞ。

<ヒギンズ（イギリス）> 議長、私は当然のことながらそれでまったく結構です。しかし、私が質問したいと思ったのは、その発言からなのです。ご発言を注意深く聞いて、規約の判断基準と、あなたの発言にいう判断基準が一致しているかわからなくなったのです。

しかし、もちろん後で述べたいということであればまったく結構です。

<議長> ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

<日本> 議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

議長、ありがとうございます。コメントが何かありますか、日本の代表は、いま答えられますか、それとも後でしょうか。

6、参政権

(第25条)

<国枝 - 日本>

質問第14章(a)について。公職選挙法は国会の両院議員および地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する特別の事項を規定します。この法は20歳以上または30歳以上の国民の被選挙権を保障しています。責任能力なしと判決された者、および服役中の者等は、同法第11条により投票する権利および被選挙権を与えられません。

国家公務員法および地方公務員法は、政府および地方自治体の業務に携わる公務員に関する事項を定めています。両法は、これらの法の適用における、国民の平等な取扱いの原則を確立しています。すでに報告書に述べてあるように、これらの法は実証された能力に基づいて公務員を雇用することを要求しています。公開で平等な採用試験の原則もまたこれらの法に定められています。これらの法律にはまた、公務に就く権利の制限に関する条項もあります。それは、禁治産者、準禁治産者あるいは若干の欠格条項に該当する者、そして、憲法の施行後にこの憲法の下に成立された政府を暴力で破壊することを目的とする政党その他の団体を結成しあるいはこれに加入した者です。

質問第14章(b)に関して。日本ではすべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されません。また公務に就く権利は、すべての者に平等に保障されます。特定の範ちゅうに属する人々に対して、公務に就く特権を保障するような制度は存在しません。公職選挙法は、私が述べたように国会の両院議員および地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する特別の事項を規定しています。国家公務員法と地方公務員法は政府および地方自治体の職務に従事する公務員に関する事項を定めています。この二つの法律は、私が述べたように、これらの法律の適用において国民の平等な取扱いの原則を確立しています。

7、少数者の権利

(第27条)

<国枝 - 日本>

結論を申し上げます。日本政府報告書に述べられているとおり、日本では何人も、自己の文化を享有し、自己の宗教を實踐し、自己の言語を使用する権利を否定されません。規約第27条に規定される少数民族に関しては、普遍的に認められた解釈は存在しないというのが日本代表団の理解です。しかしながら、日本では如何なる場合においても、同条との関連で問題とされている人々は、自己の文化を享有し、自己の宗教を實踐し、自己の言語を使用する権利を否定されていません。

同和地区の住民に関して言えば、彼らは規約の意味における少数民族ではありません。「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」の履行にかかわる大韓民国国民の地位と待遇について、私たちはすでに説明いたしました。彼らは日本国籍を持っていませんが、外国人としての法的地位を持っています。1945年8月以前から日本に住み、それ以来ずっと日本に住み続けている大韓民国国民およびその子孫は、特別な待遇が与えられています。たとえば、彼らがかつて日本国民であり、かつ長期間日本に居住していることを考慮し、他の在日外国人と比較して、永住権その他で有利な法的待遇を与えられています。

中国人に関して言えば、日本に約68,000人が住んでいます。彼らもまた、本条に規定されている権利の享有を否定されていません。

アイヌ民族については、以下のとおりです。歴史的に長い期間を経て、いくつかの民族が混血し、今の日本人を形成したとされています。アイヌ民族はこれらの民族のうちの一つであると考えられ、その子孫は24,000人を数えるといわれ、主として北海道に住んでいます。私が述べたように、日本では何人もその自己の文化を享有し、自己の宗教を實踐し、自己の言語を使用する権利を否定されません。そして、アイヌ民族もまた、日本国民として日本国憲法により平等を保障され、これらの権利の享有を否定されません。また、様々な行政的措置の実施においても、アイヌ民族は日本国民として、他の日本国民と同様に扱われています。さらに、アイヌ民族の社会的、経済的地位を向上させるため特別の積極

的な施策を実施するという観点から、1974年からウタリ福祉対策によって包括的な施策がとられてきました。その施策は、住環境の改善、社会福祉の強化、教育、文化の向上、そして社会的、文化的遺産の伝達と保存を含みます。日本政府と地方公共団体は、この目的のための特別な予算措置を講じ、これは1987会計年度の終りまでに349億円にのぼるとともに、政府等はさらにこのための努力を継続することを決定しております。ウタリアイヌ福祉対策を円滑に運営するため、日本政府は1974年に、関連諸省庁によって北海道ウタリ対策連絡会議を設立しました。関連する10省庁によってウタリ対策にかかわる施策に関して連絡をもちながら、その向上をはかっています。それ以来、関連諸機関の密接な協力によって様々な施策がとられてきています。私はウタリとアイヌという言葉を使いましたが、この二つの名は同じです。時としてウタリといわれ、時としてアイヌと言われます。しかし、意味は同じです。

議長、ありがとうございます。

（以下、重複した日本語の音訳と思われる文字列が続きます）

*【補】は、聴取不能部分または翻訳者の責任で補ったもの。

（以下、重複した日本語の音訳と思われる文字列が続きます）